

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
-----	-------	------	-------	------------	---------------------	----------	-------------	-------	-----------	------------	-----

【取組方針Ⅰ】先端技術や産業集積を生かした国際展開

取組の方向性1 世界をけん引するビジネス拠点の創出

①キングスカイフロントを中心とした国際戦略拠点形成等

1	国際戦略拠点活性化推進事業	国際戦略拠点活性化推進事業	4-4-1	世界トップクラスの研究者たちが集まり、活発な交流から川崎発の革新的なイノベーションが次々に生まれるエコシステムを構築することで、ライフサイエンス分野における世界最高水準の研究開発拠点を形成します。	●キングスカイフロント域内外の連携促進に向けた取組 ・特区制度等の国の支援策等を活用した取組の推進 ・新たな国の支援策の獲得や活用の取組 ・クラスター化推進事業を中心とする域内外への産業波及に向けた取組の推進 ・マッチング事業や研究会等の検討・実施 ・マッチング数:110件以上 ・海外のクラスターとの交流の実施 ・多摩川スカイブリッジ開通を契機とした羽田エリアとの産業連携の強化と取組の推進 ・産業連携の取組の推進 ●エリアマネジメントの円滑な実施 ・マネジメント組織の円滑な運営 ・マネジメント組織の運営支援 ・域内の交流連携等の事業の実施 ・域内の連携促進事業の検討・実施 ・拠点の価値向上に向けた取組の推進 ・キングスカイフロントの価値向上に向けた情報発信 ・利便性向上に向けたサポート機能等の導入の推進 ●イノベーション拠点の成長に向けた取組の推進 ・研究機関等誘致の実施 ・ベンチャー企業を含む研究機関等の誘致 ・インキュベーション機能の導入・事業実施 ・事業者と連携したインキュベーション事業の推進及び周辺地域への立地促進 ・シェアラボ等、最先端の研究者を継続的に呼び込む取組の推進 ・インキュベーション施設への累計入居企業数:28社以上 ●国際戦略拠点にふさわしい高水準・高機能な拠点整備の推進 ・電線類地中化の推進及び完了	3. ほぼ目標どおり	A. 貢献している	ライフサイエンス分野の最先端技術を有する企業や研究機関等が集積し、研究開発が活発に行われています。マッチング件数147件、インキュベーション施設入居34社、セミナー等の参加人数81人と、各成果指標の目標を上回り達成しており、キングスカイフロント内外の連携や、イノベーションが次々と創出される世界最高水準のクラスター形成に進展が見られ、施策への貢献はありました。	キングスカイフロントにおけるイノベーション・エコシステムの構築に向けて、世界最高水準のクラスターを形成するため、立地する各機関の関与の活発化や、優れた技術を持つ人材・機関が集まりやすい拠点を旨とし、川崎市産業振興財団を中心とした拠点運営体制の下、国の支援プログラムを活用しながら研究・事業活動を推進するとともに、産学・産産連携など地域産業への波及促進、国内外クラスターとの拠点間連携、エリアマネジメント、情報発信に取り組みます。また、多摩川スカイブリッジの開通による来訪者の動向や今後の企業の進出による就業状況などの動向を踏まえ、憩い交流機能の導入などの拠点整備を行います。	●キングスカイフロント域内外の連携促進に向けた取組 ・特区制度等の国の支援策等を活用した取組の推進 ・新たな国の支援策の獲得や活用の取組 ・クラスター化推進事業を中心とする域内外への産業波及に向けた取組の推進 ・マッチング事業や研究会等の検討・実施 ・マッチング数:130件以上 ・海外のクラスターとの交流の実施 ・多摩川スカイブリッジ開通を契機とした羽田エリアとの産業連携の強化と取組の推進 ・産業連携の取組の推進 ●エリアマネジメントの円滑な実施 ・マネジメント組織の円滑な運営 ・マネジメント組織の運営支援 ・域内の交流連携等の事業の実施 ・域内の連携促進事業の検討・実施 ・拠点の価値向上に向けた取組の推進 ・キングスカイフロントの価値向上に向けた情報発信 ・利便性向上に向けたサポート機能等の導入の推進 ●イノベーション拠点の成長に向けた取組の推進 ・研究機関等誘致の実施 ・ベンチャー企業を含む研究機関等の誘致 ・インキュベーション機能の導入・事業実施 ・事業者と連携したインキュベーション事業の推進及び周辺地域への立地促進 ・シェアラボ等、最先端の研究者を継続的に呼び込む取組の推進 ・インキュベーション施設への累計入居企業数:36社以上 ●国際戦略拠点にふさわしい高水準・高機能な拠点整備の推進 ・電線類地中化の推進及び完了	臨海部 国際戦略本部
2	臨海部のPR推進	臨海部活性化推進事業	4-4-1	市民が臨海部の企業活動を理解できるしくみや次世代を担う子どもたちに向けた学習機会の創出 ②臨海部の企業活動や取組を広く知ってもらうためのPRの実施	①企業やメディアの認知度向上に向けたPRの実施 ②次世代を担う子どもたちに向けた学習機会の創出 ③臨海部の企業活動や取組を広く知ってもらうためのPRの実施	3. ほぼ目標どおり	B. やや貢献している	川崎臨海部の最新動向や本市の取組等を、各種媒体を通じて情報発信したほか、市内学校への学習機会の創出に向けた臨海部企業等のインターンや見学会の実施、市制100周年を記念したシンポジウム等を開催することで、企業や市民の理解の向上が図られたことから施策への貢献は一定程度ありました。	各種広報媒体を活用したPRや、企業等の見学会の実施のほか、教育機関と立地企業との連携による高校生を対象とした取組や、地域で活動する団体等への積極的な周知を実施するなど、川崎臨海部のエリア全体の価値向上に向けた戦略的な広報に取り組んでいきます。	①企業やメディアの認知度向上に向けたPRの実施 ②次世代を担う子どもたちに向けた学習機会の創出 ③臨海部の企業活動や取組を広く知ってもらうためのPRの実施	臨海部 国際戦略本部
3	新川崎・創造のより推進事業	新川崎・創造のより推進事業	4-2-3	「新川崎・創造のより」を拠点として、4大学ナノ・マイクロフアブリケーションコンソーシアムと連携し、ナノ・マイクロ技術を核とした産学連携による研究開発を推進します。また、新たな産業の創出や新製品の開発を促進するため、産学交流・研究開発施設(AIRBIC)を拠点としてオープンイノベーションを推進します。	●K2タウンキャンパスの管理・運営 ・管理・運営の実施 ●K2タウンキャンパスと連携したセミナー等の実施による産学交流の機会創出の促進 ・セミナー・マッチングイベント等の実施 ●新川崎地区ネットワーク協議会や4大学ナノ・マイクロフアブリケーションコンソーシアムと連携したオープンイノベーションの推進 ・「新川崎地区ネットワーク協議会」及び研修会等の開催による連携の促進 ・オープンイノベーションの推進と研究機器等の利用促進に向けた企業マッチングの実施 ●量子コンピューティング技術の普及の促進 ・量子コンピューティング技術の普及に向けた取組の推進 ・量子ネイティブ人材の育成の取組推進 普及イベント等参加企業数:38事業者以上 ●産学交流・研究開発施設(AIRBIC)を拠点としたオープンイノベーションの推進 ・産学・産産連携による新技術・新産業の創出促進	3. ほぼ目標どおり	A. 貢献している	慶應義塾大学及び4大学コンソーシアムと連携した市内のつくり企業の基盤技術の高度化や機器利用支援等により、新川崎・創造のよりにおける講座等の参加人数が目標を上回ったことに加え、産学交流・研究開発施設を活用した指定管理者との連携等により、企業集積の更なる促進と新たな技術・サービスの創出に向けた成長支援を実施したことなどから、施策への貢献がありました。	指定管理者との連携や量子コンピューター等の先端分野の研究開発に取り組む企業・大学等のニーズを踏まえた見直しを適宜行いながら、産学交流・研究開発施設を中心とした産学・産産連携によるオープンイノベーションの研究開発拠点の形成と新たな技術・サービスの創出に向けて、事業を推進していきます。	●K2タウンキャンパスの管理・運営 ・管理・運営の実施 ●K2タウンキャンパスと連携したセミナー等の実施による産学交流の機会創出の促進 ・セミナー・マッチングイベント等の実施 ●新川崎地区ネットワーク協議会や4大学ナノ・マイクロフアブリケーションコンソーシアムと連携したオープンイノベーションの推進 ・「新川崎地区ネットワーク協議会」及び研修会等の開催による連携の促進 ・オープンイノベーションの推進と研究機器等の利用促進に向けた企業マッチングの実施 ●量子コンピューティング技術の普及の促進 ・量子コンピューティング技術の普及に向けた取組の推進 ・量子ネイティブ人材の育成の取組推進 普及イベント等参加企業数:50事業者以上 ●産学交流・研究開発施設(AIRBIC)を拠点としたオープンイノベーションの推進 ・産学・産産連携による新技術・新産業の創出促進	経済労働局

②海外との港湾物流の促進

4	ポートセールズ事業	ポートセールズ事業	4-4-2	川崎港の利用促進を図るため、取扱貨物量の増加や新規航路の開港に向けたポートセールズを推進します。	●官民一体となったポートセールズの推進 ・在来貨物の取扱量維持・拡充に向けた取組の推進 川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量:1万TEU ●新規航路開設に向けた取組の推進 ・中国・東南アジアを中心とした航路の誘致の推進	4. 目標を下回った	B. やや貢献している	コンテナ取扱貨物増加量の目標値を達成することはできませんでしたが、川崎港利用者へのフォローアップ、来利用者に対する誘致活動など、川崎港利用の拡大に向けた取組を推進したことから、一定程度施策への貢献がありました。	コロナ禍による世界的なサプライチェーンの混乱や、中東地域の情勢等の影響を受け、船会社が航路スケジュールを調整したこと等を背景に、船会社や貨物の減少傾向が続いていましたが、他港への貨物の集約化が進んだことが、コンテナ取扱貨物量減少の要因となりました。貨物量の増加に向けて、国内外における新たな荷主の獲得や既存の荷主へのフォローアップ、さらなる航路誘致に向けたポートセールズ活動を官民一体となって推進していきます。	●官民一体となったポートセールズの推進 ・在来貨物の取扱量維持・拡充に向けた取組の推進 川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量:1万TEU ●新規航路開設に向けた取組の推進 ・中国・東南アジアを中心とした航路の誘致の推進	港湾局
5	友好港交流推進事業	友好港交流推進事業	4-4-2	川崎港の利用促進に向けて、ベトナム・ダナン港及び中国・雲雲港との交流事業を推進します。	●ベトナム・ダナン港、中国・雲雲港との貿易促進や定期航路の開港・維持に向けた人材交流等の取組の推進 ・代表団による両港の相互訪問 ・定期コンテナ航路の更なる利用促進に向けた実務的な情報交換の実施	3. ほぼ目標どおり	B. やや貢献している	友好港交流により培った人的関係を通じて、ベトナム・ダナン港及び中国・雲雲港を利用する荷主等へのポートセールズ活動がスムーズに実施できたことから、川崎港の物流活発化という施策に対する一定程度の貢献がありました。	これまでの友好港交流推進事業によって培った人的関係を通じて、相互の貿易促進のための情報共有や川崎港への航路誘致を行うとともに、引き続き、意見交換や人材交流の取組を進め緊密な友好関係を構築していきます。	●ベトナム・ダナン港、中国・雲雲港との貿易促進や定期航路の開港・維持に向けた人材交流等の取組の推進 ・代表団による両港の相互訪問 ・定期コンテナ航路の更なる利用促進に向けた実務的な情報交換の実施	港湾局
6	京浜港広域連携推進事業	京浜港広域連携推進事業	4-4-2	京浜港(川崎港、東京港、横浜港)の連携強化を推進し、国際競争力強化を図ります。	●京浜港の総合的な計画に基づく取組の推進 ・コンテナ貨物に係る補助制度の実施 ●京浜港の国際競争力強化に向けた連携施策についての検討・実施 ・事業実施 ●京浜港の港湾運営会社と連携した集貨の取組の推進 ・港湾運営会社に対する運営支援、指導・監督	3. ほぼ目標どおり	B. やや貢献している	コンテナ取扱貨物量は昨年度から増加し、新規又は継続的に利用する事業者へ本制度を活用したポートセールズを行い、川崎港利用の拡大に向けた取組を推進することができたことや昨年度から補助制度を新設したことにより補助実績は昨年度から増加するなど、一定程度の施策への貢献はありました。	川崎港コンテナターミナルでは、年間取扱貨物量20万TEUの達成を目標に、積極的な集貨活動を行っており、貨物動向などを踏まえ適宜必要な見直しを行いつつ、当面は、本補助制度を活用していきます。また、京浜港連携協議会運営のための調整会議については、書面会議やオンライン会議などを踏まえた様々な開催方法を検討し、効率的・効果的な会議の開催に努めます。	●京浜港の総合的な計画に基づく取組の推進 ・コンテナ貨物に係る補助制度の実施 ●京浜港の国際競争力強化に向けた連携施策についての検討・実施 ・事業実施 ●京浜港の港湾運営会社と連携した集貨の取組の推進 ・港湾運営会社に対する運営支援、指導・監督	港湾局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
-----	-------	------	-------	------------	---------------------	----------	-------------	-------	-----------	------------	-----

③高度人材の呼び込みに向けた環境づくり

7	川崎駅周辺総合整備事業	川崎駅周辺総合整備事業	4-5-1	川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、本市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力・魅力にあふれた広域拠点の形成を推進します。	①川崎駅周辺総合整備計画に基づく計画的なまちづくりの推進・計画改定に則した実施 ②大宮町地区地区施設民間活用事業の推進 ③その他周辺地区における開発動向等を踏まえた取組の推進 ④川崎駅東口地区の民間開発事業の誘導・支援における準備組合設立 ⑤公共空間の有効活用における広告事業の推進と更なる取組に向けた検討 ⑥公共空間を活用したイベント等の効果検証を踏まえた取組の推進 ⑦ネーミングライツの実施、北口通路の広告展開	・川崎駅東口駅前広場等において、公共空間を活用した実証実験イベント、効果検証を継続して実施しました。 ・大宮町地区民間活用地区施設整備事業について、モニタリングを行い、適正な管理運営を進めました。	B. やや貢献している	大宮町地区民間活用地区施設整備事業など民間活力を活かした都市機能の集積や、駅周辺の広告事業をはじめとする公共空間の有効活用などにより、川崎駅周辺の魅力の向上が図られており、一定程度施策へ貢献しています。	駅周辺の開発動向や社会経済状況の変化などを踏まえ、今後、川崎駅周辺総合整備計画の改定を行い、より一層の賑わいの創出・エリア価値の向上等に向けて計画的なまちづくりを推進します。	①川崎駅周辺総合整備計画の改定 ②大宮町地区地区施設民間活用事業の推進 ③その他周辺地区における開発動向等を踏まえた取組の推進 ④川崎駅東口地区の民間開発事業の誘導・支援における都市計画手続等の推進 ⑤公共空間の有効活用における広告事業の推進と更なる取組に向けた検討 ⑥公共空間を活用したイベント等の取組の検証 ⑦ネーミングライツの実施、北口通路の広告展開	まちづくり局
8	京急川崎駅周辺地区整備事業	京急川崎駅周辺地区整備事業	4-5-1	京急川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、本市の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出します。	①京急川崎駅西口地区の戦略的な整備誘導の考え方に基づく取組の推進 ②京急川崎駅西口地区再開発計画における実施設計の実施 ③京急川崎駅その他周辺地区における取組の推進 ④都市基盤整備等の推進	・京急川崎駅西口地区の戦略的な整備誘導の考え方に基づき、5月に「京急川崎駅周辺地区まちづくりに関する進捗状況及びプロジェクト誘導の方向性について」を公表しました。また、関係者等と調整を図りながら市街地再開発事業に關して、再開発組合設立に向けた準備を進めるとともに、資材高騰等の急激な状況変化を踏まえ、実施設計は見送り、改めて効率的・効果的な事業計画の精査を進めました。 ・都市基盤整備に向け、12月に説明会を開催するなど周辺地権者への周知を図りつつ、川崎府中線の相互通行化に向けた本工事に着手し、民間開発事業の進捗にあわせた都市基盤整備を推進しました。	・京急川崎駅西口地区の戦略的な整備誘導の考え方に基づき、5月に「京急川崎駅周辺地区まちづくりに関する進捗状況及びプロジェクト誘導の方向性について」を公表しました。また、関係者等と調整を図りながら市街地再開発事業に關して、再開発組合設立に向けた準備を進めるとともに、資材高騰等の急激な状況変化を踏まえ、実施設計は見送り、改めて効率的・効果的な事業計画の精査を進めました。 ・都市基盤整備に向け、12月に説明会を開催するなど周辺地権者への周知を図りつつ、川崎府中線の相互通行化に向けた本工事に着手し、民間開発事業の進捗にあわせた都市基盤整備を推進しました。	B. やや貢献している	本事業は、JR川崎駅と京急川崎駅間のアクセシビリティ向上、安全・安心な駅前歩行者空間等の確保や賑わいの創出等を図るものであり、民間再開発事業及び都市基盤整備について、再開発組合設立の準備を進めるとともに都市基盤再編に関する説明会を12月に行うなど事業実施に向けた一定の成果が上っており、一定程度施策に貢献しています。	①京急川崎駅西口地区の戦略的な整備誘導の考え方に基づく取組の推進 ②京急川崎駅西口地区再開発計画における実施設計の実施 ③京急川崎駅その他周辺地区における取組の推進 ④都市基盤整備等の推進	まちづくり局

取組の方向性2 企業の海外展開による国際競争力の強化

①企業の海外ビジネス展開支援

9	海外展開支援事業	海外展開支援事業	4-1-1	海外での販路開拓等に向けた商談機会の創出、国内外でのフォローアップ等を通じ、市内企業の海外展開を促進します。	●海外販路の開拓に向けた商談会等の市内企業の活動支援 ・多様化するニーズに対応した海外展開の活動支援などの実施支援企業数:40社以上 ●川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS)における海外展開支援 ・海外展開状況に応じたコーディネーター等による支援の実施 ●市内企業のニーズに基づく海外展開に向けたセミナー等の開催 ・川崎市産業振興財団、川崎商工会議所、日本貿易振興機構(JETRO)、中小企業基盤整備機構などの関係支援機関と連携したセミナー等の開催 ●越境ECによる市内企業の海外販路開拓支援 ・対象を中堅企業や大企業にまで拡大し、企業間取引(BtoB)も視野に入れた支援の実施	2. 目標を上回って達成	A. 貢献している	海外商談会の開催やビジネスマッチングの実施等の成果指標である「支援企業数」は、平成30年度から継続して目標を達成しています。これは、コロナ禍を経て一般化したオンラインツールを取り込んだ川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS)による相談対応や、グローバル展開事業補助金の創設、マーケティングが急拡大している越境ECへの取組支援の開始等グローバルビジネスにおけるトレンドを捉えて市内企業の海外展開を支援したことによるものであり、施策目的に寄与しています。	少子高齢化・人口減少による国内需要が縮小していく中で、市内中小企業者が持続可能な経営を目指して、海外需要を積極的に取り込み成長につなげていくことが重要となっていることから、引き続き市内企業の海外展開を支援します。これまでも同様に、変化の激しいグローバルビジネスの中で最適な支援策を常に検討するため、対面や海外現地での支援等を実施し、より効果的な海外支援体制の構築を進めていきます。	●海外販路の開拓に向けた商談会等の市内企業の活動支援 ・多様化するニーズに対応した海外展開の活動支援などの実施支援企業数:40社以上 ●川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS)における海外展開支援 ・海外展開状況に応じたコーディネーター等による支援の実施 ●市内企業のニーズに基づく海外展開に向けたセミナー等の開催 ・川崎市産業振興財団、川崎商工会議所、日本貿易振興機構(JETRO)、中小企業基盤整備機構などの関係支援機関と連携したセミナー等の開催 ●越境ECによる市内企業の海外販路開拓支援 ・対象を中堅企業や大企業にまで拡大し、企業間取引(BtoB)も視野に入れた支援の実施	経済労働局
10	対内投資促進事業	対内投資促進事業	4-1-3	地理的優位性や環境技術の蓄積など、本市ビジネス環境情報を外資系企業等に対して効果的に情報発信し、対内投資を促進します。	●海外ミッション、展示会等における本市プロモーションの実施 ・外資系企業等の本市来訪や本市の外国訪問の機会を捉えたプロモーションの実施 ●対内投資連絡会議の開催 ・日本貿易振興機構(ジェトロ)、神奈川県等との連携による連絡会議の開催	3. ほぼ目標どおり	B. やや貢献している	海外ミッション、展示会等における本市プロモーションの実施や、ジェトロや神奈川県等との連携により、市内インキュベーション施設や産業集積、利便性等に興味や関心を示す外国企業・政府機関等に対して、情報提供等を実施することで、市内への企業誘致に繋がる等、施策目的の達成に貢献しています。	ジェトロや神奈川県等との連携により、海外団体等への本市プロモーションを実施することで、外国企業・資本の呼び込みを図ります。コロナ禍の落ちつき等により、海外からの視察受け入れや海外へのプロモーションのための渡航、海外企業等の来訪機会が回復しています。国際交流活動の動向にも対応を図りながら事業を進めていきます。	●海外ミッション、展示会等における本市プロモーションの実施 ・外資系企業等の本市来訪や本市の外国訪問の機会を捉えたプロモーションの実施 ●対内投資連絡会議の開催 ・日本貿易振興機構(ジェトロ)、神奈川県等との連携による連絡会議の開催	経済労働局
11	川崎市コンベンションホール管理運営事業	川崎市コンベンションホール管理運営事業	4-2-3	オープンイノベーションの交流拠点として、川崎市コンベンションホールの管理運営を行います。	●指定管理者による管理・運営 ●利用促進に向けた広報の実施	4. 目標を下回った	B. やや貢献している	ホール稼働率は開催以降で最も高い数値となりましたが、企業催事の閑散期である長期連休期間に稼働率が低下するなどにより、目標値には到達しませんでした。その一方で、指定管理者によるコンサルティングを通じて、催事の質を高めることで利用者の高い満足度を得るなど、施策へは一定程度貢献しています。	ホール稼働率の向上に向け、広告配信結果の分析等を踏まえたターゲットの選定による誘致活動(DM発送等)を行います。特に閑散期対策として、自主事業を行うことでホールのPR機会とし、新たな利用者の開拓を図ります。また、催事情報の蓄積等によるコンサルティング機能のさらなる強化など、一層効果的な施設運営となるよう取組を進めます。	●指定管理者による管理・運営 ●利用促進に向けた広報の実施	経済労働局

取組の方向性3 海外への先端環境技術移転によるビジネス展開

①環境産業のグローバル化の促進

12	グリーンイノベーション推進事業	グリーンイノベーション推進事業	4-1-1	市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場の提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、環境産業の発展や脱炭素化の促進、国際競争力の強化を図ります。	●環境関連ビジネスの創出やビジネスマッチングに向けた場の提供 ・環境関連ビジネス創出やビジネスマッチングの場の提供による支援の実施 ビジネスマッチング件数:600件以上 ●グリーンイノベーションクラスターによるプロジェクトや環境ビジネスの創出支援 ・プロジェクトや環境ビジネス創出支援の実施 プロジェクト件数:7件以上 ●市内中小企業の脱炭素化の支援 ・脱炭素化の支援の実施・検証 ・ESG投融資の普及による脱炭素経営等の促進 ESG投融資の活用意欲が高い企業:20%以上	3. ほぼ目標どおり	A. 貢献している	・国際環境技術展の開催やグリーンイノベーションクラスターの運営を通じて、本市の環境に関する取組を市内外に幅広く発信する機会となっており、市内企業も自社の環境関連技術を発表することで、ビジネスチャンスになり市内企業の成長とカーボニュートラル化の両立に貢献しています。 ・ESGファイナンス促進事業を通じ、市内中小企業にESG経営、脱炭素経営の有効性を発信することで、経営の持続性・競争力強化、環境産業の発展に一定寄与しています。	・国際環境技術展は昨年を上回る来場者数及びビジネスマッチング数を達成することができました。今後は、これまでの実績の要因となるツール・企画の実施を継続するとともに、時宜にかなったテーマを設定し、講演やコンテンツを実施することで、出展者・来場者への社会課題への気づきを促し、新たなビジネスチャンスや様々な交流が生み出れる場となることを目指します。 ・グリーンイノベーションクラスターのプロジェクト創出数も順調に目標を上回って達成しました。今後は、国際環境技術展と連動した交流会の実施による質の高いマッチングの創出等、より市内中小企業の経営基盤強化に資する成果の創出を目指します。 ・金融機関や支援機関等とも連携した上で、引き続き補助金制度を活用した好事例の創出やその横展開によるESG経営やESGファイナンスの普及促進に努めます。また、市内中小企業のESG経営の実態把握やカルテの作成によりESGを取り巻く現状や課題を分析・整理することで、ESG経営の推進に向けて企業が取り組むべき方向性を示してまいります。	●環境関連ビジネスの創出やビジネスマッチングに向けた場の提供 ・環境関連ビジネス創出やビジネスマッチングの場の提供による支援の実施 ビジネスマッチング件数:600件以上 ●グリーンイノベーションクラスターによるプロジェクトや環境ビジネスの創出支援 ・プロジェクトや環境ビジネス創出支援の実施 プロジェクト件数:10件以上 ●市内中小企業の脱炭素化の支援 ・脱炭素化の支援の実施・検証 ・ESG投融資の普及による脱炭素経営等の促進 ESG投融資の活用意欲が高い企業:25%以上	経済労働局
13	環境調和型産業振興事業	環境調和型産業振興事業	4-2-2	環境関連産業の活性化につながる情報発信や情報交換を進めることで、市内環境関連産業の振興と事業者間のネットワーク化に向けて取り組みます。新エネルギー振興協会や新エネルギー関連企業等との連携や取組支援を通じて、新エネルギー産業の活性化に向けて取り組みます。	●市内環境製品・技術等の情報発信 ・事業実施 ●川崎ゼロ・エミッション工業団地を中心とするエコタウンの情報発信 ・ホームページ等による情報発信の推進 ●「新エネルギー振興協会」や関連企業等と連携した市内新エネルギー産業の育成・取組支援 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	B. やや貢献している	脱炭素化やSDGs等の潮流により、資源リサイクルや新エネルギーに関する取組への関心が高まっています。特に川崎ゼロ・エミッション工業団地を中心とするエコタウンに対しては、国内だけでなく海外からも多くの視察の申込みがあり、この視察対応が環境調和型産業の情報発信につながっています。その他、イベント等での情報発信による環境意識の醸成などを通じて、施策目標の達成に貢献しています。	市内環境産業の振興や情報発信を目的に、セミナーの実施や展示会への出席を通じて広く情報発信を行うことで、市内企業の社会経済環境の変化への適応と持続可能な地域経済の構築を今後も引き続き目指します。また、受け入れ先企業等の状況に応じつつ、視察の受入を継続して行い、資源循環などの環境関連産業の活性化に資する取組を推進してまいります。	●市内環境製品・技術等の情報発信 ・事業実施 ●川崎ゼロ・エミッション工業団地を中心とするエコタウンの情報発信 ・ホームページ等による情報発信の推進 ●「新エネルギー振興協会」や関連企業等と連携した市内新エネルギー産業の育成・取組支援 ・事業実施	経済労働局

②上下水道分野における官民連携による国際展開

14	水関連企業の海外展開支援の推進	上下水道分野における国際展開推進事業	4-1-1	水関連企業の海外展開支援等を通じて、世界の水環境改善への貢献に向けた国際展開を推進します。	●かわさき水ビジネスネットワークを通じた海外展開支援の推進 ・調査事業等への支援や情報提供・情報発信の推進 国際展開活動件数:100件以上	3. ほぼ目標どおり	A. 貢献している	かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援及びJICAを通じた専門家派遣等を推進した結果、市内企業の国際競争力の強化や川崎市のプレゼンスの向上が図られていることから、施策への貢献はありました。	かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進とJICA等を通じた専門家派遣や研修生・視察者受入れの推進による川崎の上下水道技術の世界への発信について、対面オンラインの活動を効果的に組み合わせながら、引き続き取組を推進していきます。	●かわさき水ビジネスネットワークを通じた海外展開支援の推進 ・調査事業等への支援や情報提供・情報発信の推進 国際展開活動件数:100件以上	上下水道局
----	-----------------	--------------------	-------	---	---	------------	-----------	--	---	---	-------

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度」の取組内容に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
-----	-------	------	-------	------------	---------------------	----------	-------------	-------	-----------	------------	-----

【取組方針Ⅱ】強みと魅力を活かした世界的プレゼンスの向上

取組の方向性1 国際的認知度向上の促進

①先端技術都市・かわさきの世界的アピール、国際貢献

15	地球温暖化対策事業	地球温暖化対策事業	3-1-1	市民・事業者などの多様な主体との協働により、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組(緩和策)及び気温上昇や短時間強雨の発生など気候変動の影響に対する取組(適応策)を推進します。	●地球温暖化対策推進基本計画・実施計画」に基づく取組の推進 ・計画に基づく取組の推進 ●市民、事業者等と協働した取組の推進 ・脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進 ・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ・体制の構築及び脱炭素化に向けた取組の推進 ・CC川崎エコ会議会員数:全116団体以上 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 来場者数:13,000人以上 ●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく取組の運用 ・制度の運用及び見直しに向けた実施 ●中小規模事業者向け省エネ診断の実施 ●優れた環境技術・製品等を認定・認証する制度等の運用 ・制度の運用及び見直しの運用 ・川崎CNブランド認定件数:全134件以上 ●「地球温暖化対策推進法」に基づく地域脱炭素化促進事業の推進 ・「地域脱炭素化促進区域」における取組の推進 ●「地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)」に基づく脱炭素先行地域づくりの推進 ・「脱炭素先行地域」における取組の推進	3. ほぼ目標どおり	A. 貢献している	脱炭素アクションみぞのくち推進会議、CC川崎エコ会議、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員と連携した協働の取組や、条例に基づく計画書・報告書制度の運用などの取組を実施したことなどにより、成果指標である「市域における温室効果ガス排出量の削減割合」の年度目標値を達成しており、施策に貢献しています。	成果指標である「市域における温室効果ガス排出量の削減割合」について、令和6年度は目標を達成していますが、引き続き、「地球温暖化対策推進計画」に基づき、「5大プロジェクト」など、市民・事業者などの多様な主体の協働により、炭素化に向けた取組をさらに進めていきます。 また、活動指標である「かわさきエコ暮らし未来館来場者数」については、令和6年度目標未達成となっており、これは施設老朽化に伴う階段工事による施設の休館(12/9～1/31)が要因と考えられますが、今後、情報発信の強化やイベントの開催など魅力的な啓発事業を実施することで目標を達成することができるよう取り組んでいきます。	●「地球温暖化対策推進基本計画・実施計画」に基づく取組の推進 ・実施計画の改定 ●市民、事業者等と協働した取組の推進 ・脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進 ・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ・体制の構築及び脱炭素化に向けた取組の推進 ・CC川崎エコ会議会員数:全118団体以上 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 来場者数:15,000人以上 ●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく取組の運用 ・新たな制度の活用による事業者の脱炭素化の促進 ・中小規模事業者向け省エネ診断の実施 ●優れた環境技術・製品等を認定・認証する制度等の運用 ・制度の運用及び見直しの運用 ●「地球温暖化対策推進法」に基づく地域脱炭素化促進事業の推進 ・「地域脱炭素化促進区域」における取組の推進 ●「地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)」に基づく脱炭素先行地域づくりの推進 ・「脱炭素先行地域」における取組の推進	環境局
16	グリーン・イノベーション・国際環境施策推進事業	グリーン・イノベーション・国際環境施策推進事業	3-1-1	脱炭素社会の実現に向けて、本市の強みと特徴である環境技術・産業の集積を活かした「環境」と「経済」の調和と好循環の取組をより一層推進することで、グリーンイノベーションを促進していきます。	●グリーンイノベーションの創出に向けた研究会等の開催 ・金融機関、支援機関等との連携による「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」の運営を通じた中小企業の脱炭素化支援の実施 ・事業者(金融機関、支援機関等)と連携したセミナー等の開催 ●グリーンイノベーションに関する情報発信 ・展示会等を通じた情報発信の実施 ●金融機関と連携したグリーンファイナンスの促進 ・金融機関と連携した取組の推進 ・フォーラム等の開催 ●環境規制のワンプストップ窓口の構築による事業者支援の実施 ・ワンプストップ窓口の運営による事業者支援の実施 ●各法・条例の特例制度の活用及び拡充による事業者支援の実施 ・特例制度の活用及び拡充による事業者支援の実施	3. ほぼ目標どおり	A. 貢献している	展示会等への出展を通じ、市内事業者の脱炭素化に資する技術や取組等を計6回情報発信するとともに、中小企業向けセミナーを開催し、脱炭素化の必要性・メリットを市内事業者に対し啓発しました。加えて、金融機関・支援機関等の多様な主体との連携により、「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」を運用し、支援人材育成のためのセミナー、情報共有や意見交換を目的とした会議等を計2回開催するなど、施策へ貢献しました。	「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」に参画する金融機関、支援機関等の多様な主体と連携し、中小企業の脱炭素化支援を地域ぐるみで展開することで、市域の脱炭素化に向けたグリーンイノベーションを推進します。また、脱炭素に資するイノベーションに取り組む事業者への支援として、ワンプストップ窓口及び特例制度等の活用により、事業者の取組を促進します。 また、グリーンファイナンスの促進を図るため、「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」参画団体向けに、脱炭素化支援に必要な知識の習得につながる教材の提供や勉強会の開催、情報交流や意見交換を行うことで、支援人材のスキル向上につなげ、金融機関等と連携した中小企業の脱炭素化支援を進めていきます。 脱炭素化に向けた市内企業の技術や取組の効果的な情報発信に向けて、様々な機会を活用した広報を行います。	●グリーンイノベーションの創出に向けた研究会等の開催 ・金融機関、支援機関等との連携による「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」の運営を通じた中小企業の脱炭素化支援の実施 ●事業者(金融機関、支援機関等)と連携したセミナー等の開催 ●グリーンイノベーションに関する情報発信 ・展示会等を通じた情報発信の実施 ●金融機関と連携したグリーンファイナンスの促進 ・金融機関と連携した取組の推進 ・フォーラム等の開催 ●環境規制のワンプストップ窓口の構築による事業者支援の実施 ・ワンプストップ窓口の運営による事業者支援の実施 ●各法・条例の特例制度の活用及び拡充による事業者支援の実施 ・特例制度の活用及び拡充による事業者支援の実施	環境局
17	国際環境技術連携事業	国際環境技術連携事業	3-1-1	国際連合環境計画(UNEP)やその他の国際・研究機関と連携しながら、アジア諸国の環境配慮への取組を促進することにより、地球規模の環境改善へ貢献していきます。	●国際連合環境計画(UNEP)との連携(フォーラム等の開催検討・活用) ・川崎国際エコビジネスフォーラムの開催(川崎国際環境技術展と連携) ●JICA等の国際・研究機関との連携推進 ・JICAとの連携推進 ●友好都市・中国瀋陽市との環境技術交流(技術研修及び行政研修) ・環境技術研修としての、中国・瀋陽市からの職員受入れ ●環境技術情報の収集・発信 ・本市の先進的な環境技術情報の収集 ・ポータルサイトを活用した国内外への情報発信	3. ほぼ目標どおり	B. やや貢献している	エコビジネスフォーラム(川崎国際技術展併催イベント)の実施、JICA等の国際・研究機関と連携した海外視察・研修への対応により、国際機関や海外都市等とのネットワークが構築され、ほぼ目標を達成していることから、一定程度の施策への貢献はありました。	今後の脱炭素化に向けた社会情勢等を注視しながら、川崎の優れた環境技術情報の収集・発信の充実化を図るとともに、関係機関や瀋陽市などの海外都市との連携のあり方等について、引き続き効率的・効果的な事業実施ができるよう、継続して改善を図っていきます。	●国際機関等との連携(フォーラム等の開催検討・活用) ・川崎国際エコビジネスフォーラムの開催(川崎国際環境技術展と連携) ●JICA等の国際・研究機関との連携推進 ・JICAとの連携推進 ●友好都市・中国瀋陽市との環境技術交流(技術研修及び行政研修) ・環境技術研修としての、中国・瀋陽市からの職員受入れ ●環境技術情報の収集・発信 ・本市の先進的な環境技術情報の収集 ・ポータルサイトを活用した国内外への情報発信	環境局
18	国際連携・研究推進事業	国際連携・研究推進事業	3-1-1	国が推進する二国間クレジット制度(JCM)やJICA等の外部資金などを活用し、アジアの途上国等が抱える課題の解決をめざすとともに、市内企業の海外展開を支援します。	●二国間クレジット制度(JCM)やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援、及び市内企業の海外展開支援 ・ベトナム・インドネシア等のJICA草の根地域活性化特別枠事業の推進 ●インドネシア共和国・バンドン市との都市間連携の実施 ・都市間連携によるバンドン市の廃棄物、水環境、大気質に関する協力の実施 ●海外の優良事例の情報収集 ・海外都市との気候変動政策と健康上のコベネフィット推進のための研究プロジェクトに参加	3. ほぼ目標どおり	B. やや貢献している	アジア諸国等の環境改善を図るため、本市の環境施策や市内事業者の環境技術を海外都市に紹介しました。バンドン市水資源管理プロジェクトでは、効率的な水資源管理のために研修や企業のあるる技術紹介を行い、チャム川河川水質改善のための都市間連携事業では、バンドン市職員等の管理能力向上につながるワークショップを開催しました。さらに、海外都市との気候変動政策と健康上のコベネフィットプロジェクトでは、欧米の優良事例の情報収集を行い、その成果を庁内に共有することで、一定程度の施策への貢献はありました。	今後の脱炭素化等、持続可能な社会形成に向けた情勢を注視しながら、連携するアジア・欧州等の諸都市の課題等について調査を進めるとともに、都市間連携のあり方、実施手法等については、引き続き、効率的・効果的な事業実施に向けて継続して改善を図っていきます。	●二国間クレジット制度(JCM)やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援、及び市内企業の海外展開支援 ・ベトナム・インドネシア等のJICA草の根地域活性化特別枠事業の推進 ●インドネシア共和国・バンドン市との都市間連携の実施 ・都市間連携によるバンドン市の廃棄物、水環境、大気質に関する協力の実施 ●海外の優良事例の情報収集 ・海外都市との気候変動政策と健康上のコベネフィット推進のための研究プロジェクトに参加	環境局
19	廃棄物処理分野での国際貢献の推進	廃棄物企画調整事業	3-2-2	本市と協定や覚書を締結した海外都市を中心に、廃棄物処理や3Rの取組について海外都市の行政担当者や企業担当者に対して、本市のこれまでの経験や技術を活かした支援を行います。	●経験や技術を活かした廃棄物処理分野での取組の推進 ・海外からの視察対応や廃棄物行政等の講義の実施 ・廃棄物処理に関する情報提供等の実施	3. ほぼ目標どおり	A. 貢献している	本市のこれまでの経験や技術に基づき情報提供や意見交換を行うことで、海外都市における廃棄物の適正処理、3Rの取組の推進及び本市の国際的認知度向上に貢献していると考えられるため。	本市のこれまでの経験や技術に基づき情報提供や意見交換を行うことは、海外都市における廃棄物の適正処理、3Rの取組の推進及び本市の国際的認知度向上に貢献すると考えられることから、当該事業を現状のまま継続します。	●経験や技術を活かした廃棄物処理分野での取組の推進 ・海外からの視察対応や廃棄物行政等の講義の実施 ・廃棄物処理に関する情報提供等の実施	環境局
20	環境技術を活かした都市間連携の推進	グリーンイノベーション推進事業	4-1-1	都市間連携事業により、アジア諸都市がめざす脱炭素社会実現のための取組を支援するとともに、市内企業と連携し、環境技術等の海外への移転を推進します。	●二国間クレジット制度(JCM)パートナー国の脱炭素化支援に向けた取組の推進及び市内企業による海外への環境技術の移転 ・都市間連携によるJCMパートナー国の脱炭素化支援	3. ほぼ目標どおり	B. やや貢献している	・川崎市とパートナー国自治体との都市間連携事業を通じて、パートナー国自治体の産業ニーズと市内企業の有する環境関連技術の融合を検討することにより、市内企業の海外展開支援に貢献しています。	・令和7年度以降においても、川崎市と二国間クレジット制度(JCM)パートナー国自治体における協力関係を継続し、パートナー国自治体の脱炭素化支援と、本市企業等の環境関連技術の海外移転を推進してまいります。また、これまでの成果・取組を検証し、次年度以降の支援内容について検討を行ってまいります。	●二国間クレジット制度(JCM)パートナー国の脱炭素化支援に向けた取組の推進及び市内企業による海外への環境技術の移転 ・都市間連携によるJCMパートナー国の脱炭素化支援	経済労働局
21	上下水道分野における技術協力	上下水道分野における国際展開推進事業	4-1-1	世界の水環境改善に向けて、職員の派遣や研修生・視察者の受入れ等を通じた技術協力による国際貢献を行います。	●川崎の上下水道技術の世界への発信 ・専門家派遣や研修生・視察者の受入れの推進	3. ほぼ目標どおり	A. 貢献している	かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援及びJICAを通じた専門家派遣等を推進した結果、市内企業の国際競争力の強化や川崎市のプレゼンスの向上が図られていることから、施策への貢献はありました。	かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進及びJICAを通じた専門家派遣や研修生・視察者受入れの推進による川崎の上下水道技術の世界への発信について、対面とオンラインの活動を効果的に組み合わせながら、引き続き取組を推進していきます。	●川崎の上下水道技術の世界への発信 ・専門家派遣や研修生・視察者の受入れの推進	上下水道局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	4-2-4	水素社会の実現に向けた取組を発展させるとともに、脱炭素化の潮流が加速する中においても、川崎臨海部の産業競争力を強化していくための取組を進めます。	●「川崎水素戦略」に基づく取組の推進 ・CO2フリー水素等の供給・需要拡大に向けた取組の推進 ・水素供給事業性調査の結果を踏まえた取組の検討・実施 ・企業と連携した海外水素の大規模利用実証の結果を踏まえた取組の検討・実施 ・臨海部内外への水素等供給の検討結果を踏まえた取組の検討・実施 ・CO2フリー水素の受入供給拠点形成に向けた取組 ・ハイブリッド鉄道車両の実証試験など、多様な主体と連携したプロジェクトの創出・推進 ・水素の社会認知度向上に向けた取組の推進 ・PR・情報発信 ●「炭素循環戦略」に基づく取組の推進 ・炭素資源の回収拡大等に向けた取組の推進 ●「エネルギー地域最適化戦略」に基づく取組の推進 ・電気・熱利用の地域最適化等に向けた取組の推進 ●川崎カーボンニュートラルコンビナート構想に基づくプロジェクトの創出や取組推進 ・CO2フリーエネルギーの活用促進等に向けた取組の推進 ・コンビナートのカーボンニュートラル化に向けたプロジェクトの創出・推進 プロジェクト件数:14件以上 ・企業の立地誘導	3. ほぼ目標どおり	・これまでに実施した水素供給に関する事業性調査等を踏まえ、水素サプライチェーン構築に係る取組の現状や中長期的な見通しについて、CNK協議会の開催(2回)や個社との意見交換を通じて、関係事業者等と共有しました。また、液化水素サプライチェーンの早期構築に向けて、水素の需給双方に関わる事業と連携して具体的なプロジェクトについて検討を進めました。 ・川崎臨海部における水素発電事業の実施に向けた関係者庁への要望、庁内関係課との調整等を行うことにより、臨海部に立地する化学企業の自家発電設備の水素混焼に向けた取組など各プロジェクトの推進を支援しました。 ・水素社会推進法の施行に合わせ、国や関係事業者等と連携して水素セミナーを主催し情報発信を行うとともに、東京都主催の企業・市民向け大規模イベントへの参加や、市政だりにおける水素の特集記事の掲載などを通じ、広く市民への水素の社会認知度向上にも取り組みました。 ・川崎臨海部エリアで企業が連携して循環型のものづくりに係る仕組みづくりに挑戦する取組を推進する枠組み「Kawasaki Circular Design Park」を立ち上げるとともに、その取組の一環として、市内企業と連携した業種横断の廃プラスチックの循環実証を開始しました。 ・企業間連携による省エネの取組の推進に向けて、川崎臨海部立地企業と連携して省エネの効果を定量的に把握するシミュレーションを行いました。 ・京浜臨海部水素ネットワーク協議会を1回開催し、水素サプライチェーン構築に係る取組の現状や中長期的な見通しや、水素モビリティの普及拡大に向けた取組状況等について、関係事業者等と共有しました。また、世界经济フォーラムが主導する「産業クラスターのネットゼロ移行イニシアティブ」等を活用し、関連国の政府機関関係者等を中心に視察客向け24件、海外メディアを含む取材対応8件、エネルギー関連業界誌への寄稿6件など、情報収集及び情報発信を行いました。 ・コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた打合せ等を584回、シンポジウム等での情報発信を22回実施し、プロジェクトの累計件数は15件となりました。 ・事業者からのカーボンニュートラルに資する土地活用の相談に対応し、情報提供等を行いました。	A. 貢献している	水素戦略においては立地企業や国・周辺自治体等と連携し、CO2フリーエネルギーの需要拡大や供給拠点の形成、必要なインフラの検討、社会実装に向けた技術実証などを進めているほか、炭素循環戦略・エネルギー地域最適化戦略においても企業と連携した具体的な取組が立ち上がり、川崎臨海部のカーボンニュートラル化に必要な産業構造の転換に向けた取組が進んでいることから、施策への貢献はありました。	川崎カーボンニュートラルコンビナート構想における2050年の将来像の実現に向けた、川崎水素戦略、炭素循環戦略、エネルギー地域最適化戦略の3戦略の取組の方向性に基づき、立地企業及び周辺自治体等との連携によるプロジェクトの創出を進めます。 また情報発信について、シンポジウム及びセミナー等の機会を最大限活用するとともに、民間事業者等と連携した普及啓発や広報の取組を進め、水素等に関する社会受容性の向上を進めていきます。	●「川崎水素戦略」に基づく取組の推進 ・CO2フリー水素等の供給・需要拡大に向けた取組の推進 ・水素供給事業性調査の結果を踏まえた取組の検討・実施 ・企業と連携した海外水素の大規模利用実証の結果を踏まえた取組の検討・実施 ・臨海部内外への水素等供給の検討結果を踏まえた取組の検討・実施 ・CO2フリー水素の受入供給拠点形成に向けた取組 ・ハイブリッド鉄道車両の実証試験など、多様な主体と連携したプロジェクトの創出・推進 ・水素の社会認知度向上に向けた取組の推進 ・PR・情報発信 ●「炭素循環戦略」に基づく取組の推進 ・炭素資源の回収拡大等に向けた取組の推進 ●「エネルギー地域最適化戦略」に基づく取組の推進 ・電気・熱利用の地域最適化等に向けた取組の推進 ●川崎カーボンニュートラルコンビナート構想に基づくプロジェクトの創出や取組推進 ・CO2フリーエネルギーの活用促進等に向けた取組の推進 ・コンビナートのカーボンニュートラル化に向けたプロジェクトの創出・推進 プロジェクト件数:15件以上 ・企業の立地誘導	臨海部国際戦略本部
国際戦略拠点プロジェクトの推進	国際戦略拠点活性化推進事業	4-4-1	キングスカイフロントにおける企業の研究成果を紹介するメールニュースなどの情報発信や、国際展示会への出展など、国内外の高度人材・企業等とのネットワーク構築に向けた取組を推進します。	●国内外に向けたメディアを活用したキングスカイフロントのPRの推進 ・メールニュースの定期配信 ・PR動画の活用 ・BioJapan2024への出展 ・キングスカイフロント公式WEBサイトによる情報発信	3. ほぼ目標どおり	・メールニュース「i-newsletter」日本語版／英語版を年4回配信し、キングスカイフロントの最新情報や立地機関の研究成果等を国内外に発信しました。 ・キングスカイフロントの紹介動画をクラスター事業部ホームページ及びyoutubeチャンネルにて国内外に配信しました。 ・BioJapan2024にて「横浜・川崎パビリオン」へ出展し、キングスカイフロント立地企業の紹介や情報交換等を実施しました。 ・キングスカイフロントの公式ウェブにて、キングスカイフロント内で行われているイベントなどの活動状況を適宜、発信しました。	A. 貢献している	・メールニュース等の配信やBioJapan2024への出展を通じて、国内外の研究者に向けてキングスカイフロントの取組や魅力を発信することで、高度人材・企業等とのネットワーク構築に貢献しました。 ・キングスカイフロント公式WEBサイトにて、キングスカイフロント内で実施される学会やセミナーなどのイベント情報等の活動状況を発信し、国内外のネットワーク構築に貢献しました。	●国内外に向けたメディアを活用したキングスカイフロントのPRの推進 ・メールニュースの定期配信 ・PR動画の活用 ・BioJapan2025への出展 ・キングスカイフロント公式WEBサイトによる情報発信	臨海部国際戦略本部	

②世界に発信できる魅力づくり

音楽のまちづくりの推進	音楽のまちづくり推進事業	4-8-3	多様な活動団体等と協働・連携しながら、誰もが身近に音楽を楽しめる環境づくりを進めることで、まちに音楽があふれ市民の豊かな心を育み、活力ある地域社会づくりを進めます。	●ジャズ・フェスティバル「かわさきジャズ」の開催 入場者数:35,000人以上 ●アジア諸国の民族音楽・舞踊等による「アジア交流音楽祭」の開催 入場者数:50,000人以上	3. ほぼ目標どおり	●「かわさきジャズ」を開催し、ホール公演では海外からの招聘公演として、米国からアーティストが来日し出演しました。(入場者数:37,500人) ●音楽を通して広く市民が交流するアジア交流音楽祭を4月27日、28日に開催しました。※アジア・フェスタと同時開催(入場者数:50,000人)	A. 貢献している	かわさきジャズ、アジア交流音楽祭を開催し、多様な主体との連携強化や連携先の拡大を行うとともに、市制100周年、「音楽のまち・かわさき」20周年イベント、「かわさきジャズ」10周年記念を通じて、市民ボランティアの活動や誰もが参加できるプログラム、幅広い世代に受け入れられる公演やワークショップ等を実施して、音楽のまち・かわさきを市内外に発信するとともに、音楽を通じて地域社会の活力や都市ブランドの向上に貢献しました。	多様な主体との連携により、音楽を通じた交流や地域の賑わいを創出し、都市ブランドの向上を図るとともに、誰もが音楽に親しむ環境づくりをより一層推進し、より多くの方に参加・来場していただけるよう、適切なタイミングを判断して開催周知及び広報活動等を行うなど、運営方法の改善に取り組み、市民が音楽を通して交流するまちづくりを目指して各イベントを開催していきます。	●ジャズ・フェスティバル「かわさきジャズ」の開催 入場者数:35,000人以上 ●アジア諸国の民族音楽・舞踊等による「アジア交流音楽祭」の開催 入場者数:50,000人以上	市民文化局
ミュージアム・シンフォニー・ホール	川崎シンフォニー・ホール管理運営事業	4-8-3	世界的な音楽家の指揮や演奏など良質な音楽鑑賞の機会や市民の晴れの舞台を提供することで、市民の音楽活動の振興を図るため、「音楽のまち・かわさき」の中核施設として、世界水準の音響性能を有するミュージアム・シンフォニー・ホールを運営します。	●音楽ホールを活用したクラシックオーケストラ等による音楽鑑賞機会の提供(主催・共催公演) ・海外著名オーケストラや東京交響楽団によるコンサートの開催 入場者数:100,000人以上 ・誰もが気軽に音楽に興味を持てるコンサートの開催 ・コンサートの開催 ・クラシック、ジャズ、バレエの発表会までをそろえた夏の音楽祭「フェスタサマー・ミュージアム」の開催 ●本市の都市イメージの向上とシビックプライドの醸成に向けたミュージアム・シンフォニー・ホールの国内外への魅力発信 ・シンフォニー・ホールの魅力発信	3. ほぼ目標どおり	●音楽ホール公演については、主催事業ではフェスタサマー・ミュージアムをはじめ、クラシック音楽を中心に公演を実施し、共催事業では「フェスタサマー・オーケストラ」である東京交響楽団と「名曲全集」を中心に公演を実施しました(主催・共催公演の入場者率:85.8%、入場者数:103,393人)。 ●大規模改修に向けて、施設の現状等の確認や課題整理を行いました。 ●「音楽のまち」の裾野を広げるため、特別支援学校等でのアウトリーチ公演(3公演)、ミュージアム・シンフォニー・ホールの国内外への魅力発信	A. 貢献している	ミュージアム・シンフォニー・ホールは、世界水準の音響性能を持つ、音楽のまちづくりの中核施設として、主催・共催公演の入場者率及び入場者数が目標値を達成するなど、市内の音楽文化振興に寄与しています。 また、「こどもフェスタ」、「ミュージアムの日」など多様な世代に対して音楽への関心を高める取組や地域と連携した事業を実施し、音楽に親しむ市民の裾野の拡大や、地域の賑わい創出に貢献しています。	ホームページや広報紙、SNS等を通じて公演の広報を積極的に行うなど、入場者率及び入場者数の目標値を継続して達成できるよう取組を推進していきます。令和7年度は、第4期指定管理期間(10年間)の6年目として、中間評価の結果を踏まえモニタリングの強化を図るとともに、これまで以上に先進的かつ魅力ある音楽の鑑賞機会を提供していきます。また、引き続き市民の晴れの舞台としてホールを活用することで、都市イメージの向上を図り、音楽のまちづくりの中核施設として、より効果的・効率的な運営を推進していきます。	●音楽ホールを活用したクラシックオーケストラ等による音楽鑑賞機会の提供(主催・共催公演) ・海外著名オーケストラや東京交響楽団によるコンサートの開催 入場者数:100,000人以上 ・誰もが気軽に音楽に興味を持てるコンサートの開催 ・コンサートの開催 ・クラシック、ジャズ、バレエの発表会までをそろえた夏の音楽祭「フェスタサマー・ミュージアム」の開催 ●本市の都市イメージの向上とシビックプライドの醸成に向けたミュージアム・シンフォニー・ホールの国内外への魅力発信 ・シンフォニー・ホールの魅力発信	市民文化局
若者文化の発信事業	若者文化の発信事業	4-8-1	ブレイキンやダブルダッチ、スケートボード、BMXなどの若者による文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」といふ本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めます。	●若者文化の発信によるまちづくりに向けた取組 ・「INTERNATIONAL STREET FESTIVAL」の開催支援 参加者数:5,000人以上 ・河川敷や公園などを活用した日常・非日常の施設整備に向けた取組の実施 ・創造発信拠点の運営等を踏まえた検証と仮設施設の整備 ・日常・非日常の施設の整備に向けた取組の実施 ・若者文化の盛り上げに向けた情報発信等 ・創造発信拠点の活用やイベント等を通じた情報発信等の実施 ・世界的な大会の誘致及び開催支援 ・大会誘致及び開催 ・パリ2024オリンピック競技大会を活用した機運醸成 ・オリンピックの開催に合わせた機運醸成イベント等の開催	3. ほぼ目標どおり	ほぼ目標どおり達成できました。 「SUPER BREAK」や「Cross Rumble」、各種体験、ライブイベントなどの様々なストリートカルチャーが結集した「INTERNATIONAL STREET FESTIVAL KAWASAKI 2024(4,950人参加)」の開催を支援しました。利用する会場を変更し、動画放映などの新たな広報を行った結果、昨年度から大幅に参加者人数が増えました。 日常の施設の一つとして位置付けているカワサキ文化会館(若者文化創造発信拠点)については、令和6年度に28,460人の利用がありました。また、令和7年度の移転に向けた調整を実施するとともに、現施設の閉館時期を調整し、新施設へその機能を切れ目なく移行する体制を構築しました。非日常の施設については、スケートボードパークの整備の可能性について、PPPプラットフォームを活用し事業者ヒアリングを行いました。 若者文化の機運醸成イベントや体験会を11回開催し、認知度の向上や環境整備に向けた機運醸成を図りました。 世界的な大会誘致については、AJRUAアジア選手権大会が開催され、10の国と地域から約740人の選手が来川しました。シテ・ドレッシングやミル・クールの利用に係る調整、市立小・中・高の無料招待等、大会の開催を支援しました。大会の機運醸成のため小学校でのジャンプ・ロープの体験教室を開催(19校実施)しました。 パリ2024オリンピック競技大会を活用した機運醸成については、本市在住選手が参加するブレイキンのパブリックビューイングを実施し、深夜にも関わらず、2日間計350人の参加を得て開催するなど、ブレイキンの魅力を通して若者文化の発信に寄与しました。	B. やや貢献している	若者文化の発信について、地域人材を活用しながら、若者文化の機運醸成イベントや体験会の開催(11回)、ジャンプ・ロープのアジア大会及び世界選手権開催に向けた小学校でのダブルダッチ体験会の開催(19校)、市内でのダブルダッチなどの大会の後援・共催(12回)などに取り組み、認知度の向上や環境整備に向けた機運醸成を図ることにより、スポーツのまちづくりの推進に一定の貢献をしています。	若者が集い、自らの可能性を広げるための環境づくりを目指し、引き続き市内各所でブレイキンなどの若者文化の機運醸成イベントや体験会を実施するほか、若者文化創造発信拠点の運営支援を行うとともに、移転に向けた調整を行います。世界大会等については、アジア選手権の反響を踏まえ、AJRUA世界選手権大会を目標に開催できるように支援するとともに、引き続き各分野における世界大会の誘致に取り組まします。また、スケートボードパークの整備について、PPPプラットフォームでの事業者の意見を踏まえ、施設整備・運営に向けた検討を進めます。	●若者文化の発信によるまちづくりに向けた取組 ・「INTERNATIONAL STREET FESTIVAL」の開催支援 参加者数:5,000人以上 ・河川敷や公園などを活用した日常・非日常の施設整備に向けた取組の実施 ・創造発信拠点の運営等を踏まえた検証と仮設施設の整備 ・日常・非日常の施設の整備に向けた取組の実施 ・若者文化の盛り上げに向けた情報発信等 ・創造発信拠点の活用やイベント等を通じた情報発信等の実施 ・世界的な大会の誘致及び開催支援 ・大会誘致及び開催	市民文化局
東海道かわさき宿交流館の魅力発信	東海道かわさき宿交流館管理運営事業	4-8-2	東海道川崎宿の歴史、文化を学び、後世に伝え、地域活動・地域交流を推進することで、文化芸術活動を通じた市民相互の交流を進めるため、「東海道かわさき宿交流館」を運営します。	●東海道川崎宿の歴史・民俗資料の展示等による地域と連携した江戸文化の発信 ・地域と連携した江戸文化の発信 利用者数:50,000人以上 ・企画展の実施及び伝統芸能や講演会等の文化イベントの開催 ・企画展の実施 ・伝統芸能や講演会等の文化イベントの開催	3. ほぼ目標どおり	令和6年は川崎市市制100周年に当たることから、これまでの事業の勢いを基に、市内観光スポットや川崎駅周辺施設など各団体と連携協力しながら様々な世代をはじめ外国人等をターゲットとした記念事業の企画を実施し、東海道川崎宿の魅力を発信しました(企画展6回、イベント24回、利用者数56,029人)。	A. 貢献している	川崎宿をテーマにした企画展、伝統芸能に関する講演会等の主催イベントを行うとともに、川崎浮世絵ギャラリーとの共催イベント、川崎市市制100周年イベントなどについて、他団体や他事業者と連携を行います。 地域の歴史・史跡等を案内するまち歩きガイドの活動等を行う団体などの活動支援を通じ、地域交流拠点の役割を果たしました。	引き続き市内観光スポットや川崎駅周辺施設との連携により、様々な世代をはじめ外国人等をターゲットとした東海道川崎宿の魅力を発信します。	●東海道川崎宿の歴史・民俗資料の展示等による地域と連携した江戸文化の発信 ・地域と連携した江戸文化の発信 利用者数:50,000人以上 ・企画展の実施及び伝統芸能や講演会等の文化イベントの開催 ・企画展の実施 ・伝統芸能や講演会等の文化イベントの開催	市民文化局
藤子・F・不二雄ミュージアム	藤子・F・不二雄ミュージアム事業	4-8-2	本市ゆかりの漫画家、藤子・F・不二雄の作品に込められたメッセージを幅広い世代に伝えることで、文化芸術の振興や、本市の魅力を増進するため、「藤子・F・不二雄ミュージアム」を運営します。	●藤子・F・不二雄の作品及び資料の展示 入場者数:450,000人以上 ・季節に合わせた展示等の実施 ●藤子・F・不二雄ミュージアムの魅力を国内外へ発信する取組の推進 ・SNSによる最新情報発信 ・情報発信 ・カフェ＆ショップの各種フェアと連動した広報の実施 ・広報の実施 ・指定管理者のネットワークを活かしたミュージアムのPR、区民祭等の地域イベントへのPRブース出展 ・PRの実施	4. 目標を下回った	●全体の入館者数は目標を下回りました(入館者数406,558人)が、海外からの入館者数含む、前年度から順調に増加しました。 ●藤子・F・不二雄生誕90周年を記念して10月まで原画展を開催、11月から新たな企画展を開催し、2期に分けて原画を入れ替えて展示を実施しています。 ●期間限定で展示室などの館内の写真撮影を可能とすることで、SNSによる藤子・F・不二雄ミュージアムの魅力を発信する取組を実施しました。 ●夏休み期間に生田緑地4館連携スタンプラリーを実施しました。 ●多摩区民祭や川崎市市制100周年緑化フェアイベントにて、PRブースの出展や広報用クリアファイルを配布するなど地域住民に広く広報活動を行いました。	B. やや貢献している	外国人及び国内からの入館者が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の令和元年度と比べて減少しているものの、企画展の開催等を通じて、作品に込められたメッセージを幅広い世代へ伝えることで、本市を代表する文化施設として、市民の文化活動の振興に一定程度貢献することができました。	本市を代表する文化施設として、指定管理者による効率的・効果的な運営を行うとともに、市民に文化芸術に触れてもらえる機会を提供します。また、国内外から多くの来館者が見込まれることから、民間活況を導入しながら藤子氏の様々な作品の展示等を通じて、作品に込められたメッセージを幅広い世代へ伝える取組を推進するとともに、ホームページやSNS等を活用した情報発信の強化を図り、本市の魅力国内外へ発信する拠点として、魅力あるまちづくりを推進していきます。	●藤子・F・不二雄の作品及び資料の展示 入場者数:450,000人以上 ・季節に合わせた展示等の実施 ●藤子・F・不二雄ミュージアムの魅力を国内外へ発信する取組の推進 ・SNSによる最新情報発信 ・情報発信 ・カフェ＆ショップの各種フェアと連動した広報の実施 ・広報の実施 ・指定管理者のネットワークを活かしたミュージアムのPR、区民祭等の地域イベントへのPRブース出展 ・PRの実施	市民文化局
岡本太郎美術館	岡本太郎美術館管理運営事業	4-8-2	本市ゆかりの芸術家、岡本太郎の美術作品や資料を展示することで、市民の美術に関する創造的活動を促進し、市民文化の振興を図るため、近現代美術を扱う美術館として「岡本太郎美術館」を運営します。	●岡本太郎の美術作品及び資料等の展示、教育普及事業の実施 ・岡本太郎の美術作品及び資料等の展示 入場者数:78,000人以上 ・展覧会の開催及び関連したイベント及びワークショップ等の実施 ・イベント及びワークショップ等の実施 ・学校団体利用等による教育普及事業の実施 ●教育普及事業の実施 ●SNS等を活用した国内外に向けた情報発信 ・情報発信	2. 目標を上回って達成	●常設展3回・企画展4回開催し、中でも市制100周年・開館25周年記念として開催した企画展「岡本太郎に挑む 浅井裕介・福田美里」展が多くのメディアに取り上げられたことから、目標の入館者数78,000人を上回る来館(94,594人)となりました。また、小・中学校等の団体の鑑賞学習も104件受け入れました。 ●SNSやホームページ等を活用した広報活動を推進するとともに、YouTubeでの動画配信や美術番組でのCM等により効果的な情報発信を行いました。また、ガバメントクラウドファンディングの活用により美術館の取組を広く周知しました。	A. 貢献している	市制100周年・開館25周年記念展が多くのメディアに取り上げられたこと等により、成果指標である入館者数は目標を上回っています。また、SNSや動画の活用等による効果的な情報発信を行うとともに、展覧会や緑化フェアに関連したイベントやワークショップ等の開催、ガバメントクラウドファンディングを活用した取組等により、市民の文化・芸術活動の進捗を図るとともに全国に市の魅力を発信することとなり施策への貢献はありました。	今後については、万博開催等の好機を活かした魅力的な展覧会の開催や関連事業の充実を図り、また、施設の維持管理について、計画的な補修を行うとともに防水改修工事に向けた取組を着実に進める必要があります。広報については、SNSの活用やメディア等と連携した情報発信により、より一層市民の文化・芸術の振興と市の魅力発信につなげていきます。	●岡本太郎の美術作品及び資料等の展示、教育普及事業の実施 ・岡本太郎の美術作品及び資料等の展示 入場者数:78,000人以上 ・展覧会の開催及び関連したイベント及びワークショップ等の実施 ・イベント及びワークショップ等の実施 ・学校団体利用等による教育普及事業の実施 ●教育普及事業の実施 ●SNS等を活用した国内外に向けた情報発信 ・情報発信	市民文化局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
日本民家園の魅力発信	日本民家園管理運営事業	4-8-2	国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の充実を図るため、「日本民家園」を運営します。	●江戸時代の古民家の野外展示 ●伝統的生活文化に関する企画展示及び各種講座等、教育普及事業の実施 ●企画展示及び事業実施 ●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ●国内外に向けた広報活動の強化 ●文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ●川崎市立日本民家園運営基本方針」に基づく事業推進 ●計画的な施設の補修等の推進(文化財建造物を除く)	4. 目標を下回った	目標を下回りました。 ●来園者満足度アンケート及び来園者数については、野外施設であることから気候の影響を大きく受け、目標を下回りました。今後は気候の影響を受けにくい取組を積極的に展開するなど、来園者増に向けて取り組みます。 ●教育普及事業は、夜間公開や伝統芸能公演などの各種行事を実施するとともに、体験学習プログラムの見直しを行いました。 ●広報活動については、SNS等を活用して情報発信を行うなど計画どおり実施しました。 ●保存整備については、耐震補強工事を計画どおり実施しました。調査研究については、民俗調査「暮らしと家」の計画を策定し調査に着手しました。 ●事業連携については、青少年科学館との連携イベントを計画どおり実施しました。 ●運営基本方針については、本方針に基づき事業を効率的・効果的に進め、施設の魅力向上に向けた取組を推進しました。 ●計画的な施設の補修等については、園路補修・排水工事を実施し、バリアフリー化と環境改善に取り組みました。	B. やや貢献している	指標である来園者アンケート満足度及び年間来園者数は目標を下回りましたが、各種活動を通じて市民の文化芸術活動の振興に寄与していることから、一定程度の施策への貢献はありました。	●野外施設であることから気候の影響を大きく受けるため、今後は気候の影響を受けにくい取組を積極的に展開するなど、来園者増に向けた企画を実施します。 ●展示・講座等教育普及活動については、引き続き幅広い年代に対応した企画を実施します。 ●広報活動については、生田緑地内の各施設や指定管理者と連携しながら推進します。 ●文化財の保存整備については、耐震補強等、文化財と利用者両面での安全対策を図り、引き続き着実に実施していきます。調査研究については、博物館の基礎的活動として着実に実施していきます。 ●生田緑地内の連携については、各施設及び指定管理者の特長と強みを活かしながら進めます。 ●運営基本方針については、令当方針に沿って事業を効率的・効果的に進め、施設の魅力向上につながる取組を推進します。 ●計画的な施設の補修等については、指定管理者と連携して利用者の安全に関わる箇所を最優先に、迅速かつ効率的に補修等を実施します。	●江戸時代の古民家の野外展示 ●伝統的生活文化に関する企画展示及び各種講座等、教育普及事業の実施 ●企画展示及び事業実施 ●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ●国内外に向けた広報活動の強化 ●文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ●川崎市立日本民家園運営基本方針」に基づく事業推進 ●計画的な施設の補修等の推進(文化財建造物を除く)	教育委員会事務局
国際色豊かなイベントの開催	商店街活性化、まちづくり運動事業	4-1-2	アジアンフェスタなどの国際色豊かなイベントを開催します。	●かわさきアジアンフェスタの実施	3. ほぼ目標どおり	●令和6年4月27・28日に、かわさきアジアンフェスタを同時開催のアジア交流音楽祭と連携して開催し、アジア屋台村のほか、川崎駅周辺の商店街や商業施設、アジア系飲食店等を巡るスタンプラリーや、民族衣装体験、アジアの雑貨を販売する物販店等を実施し、約45,000人の来場者がありました。	B. やや貢献している	アジアンフードの販売や民族衣装体験、スタンプラリー、同時開催の音楽祭ステージ等により、川崎駅周辺一帯の賑わい・創出や回遊性向上、魅力発信等に寄与するとともに、国際文化交流を推進しました。	アジア交流音楽祭と連携しながら、川崎駅周辺でアジアンフェスタを開催し、周辺地域の賑わい・創出や回遊性向上を図るとともに、国際文化交流の推進を図ります。	●かわさきアジアンフェスタの実施	経済労働局
地域資源を活かしたまちづくり事業	地域課題対応事業(川崎区)	川崎区	東海道川崎宿起立400年を迎える令和5(2023)年を見据え、「東海道かわさき宿交流館」を拠点に、市民活動団体等との連携により、東海道川崎宿の歴史・文化資源を活かした事業を実施し、魅力あるまちづくりを推進します。	●「東海道かわさき宿交流館」を拠点とした歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 ●市制100周年及び全国緑化フェア事業と連携した取組の実施 ●東海道川崎宿起立400年を契機とする地域活動の支援や地域交流拠点としての取組の推進 ●「東海道川崎宿起立400年(2023年)に向けた基本的考え方」推進ロードマップ」に基づく取組の推進 ●まちづくりのあり方の検討及び検討を踏まえた取組の実施 ●民間企業、商店街等との連携による東海道川崎宿の歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 ●魅力的な街なみづくりに向けた検討と取組の推進 ●沿道や多摩川河川敷等、ロードマップを踏まえた街なみの検討・取組の推進 ●関連イベントの開催による賑わいの創出 ●市制100周年及び全国緑化フェア事業と連携した取組の実施 ●地域に伝わるエピソードを活かした魅力発信の推進	3. ほぼ目標どおり	●東海道川崎宿場まつり(参加人数8,500人)の開催※ ●大塚の渡しまつり2024(参加人数6,700人)の開催※ ●東海道川崎宿スタンプラリー(参加員数1,239人)の開催※ ●東海道川崎宿三角おむすびレシコンテストの開催(販売個数1,000個)※ ●東海道かわさき宿交流館において、市政100周年記念日である7月1日に特別開催(本来は休館日)するのと、浮世絵刷り版画体験(174名参加)を実施※ ●これからの東海道川崎宿を活かしたまちづくりワークショップを開催(全5回)し、新たな取組目標を策定 ●東海道のまちなみを検討する「東海道川崎宿のまちなみを考える会」を発足 ●その他各種広報の実施 ●情報発信の(区HP、報道発表)取組 ※市政100周年記念事業	A. 貢献している	市政100周年という節目の年に、地域資源を活かした更なる魅力の発信に向けた取組を地域の様々な主体との連携等により進めたことにより、地元住民によるまちづくりへの参加が、より主体的になっています。引き続き、東海道をテーマとしたイベントを中心に開催し、魅力発信の取組を行っています。	歴史・文化資源を豊富に有する川崎区の地域特性を活かし、区の魅力を国内のみでなく、国外へ効果的に発信していくためには、関係機関・団体と連携しながら手法や役割分担等の見直し等について検討していく必要があり、今後も区民参加による合意形成のもと、取組の見直しや改善を行いながら、ロードマップを踏まえて引き続き、賑わいと回遊性に富む魅力ある地域資源を活かしたまちづくりを推進します。	●「東海道かわさき宿交流館」を拠点とした歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 ●東海道川崎宿起立400年を契機とする地域活動の支援や地域交流拠点としての取組の推進 ●「東海道川崎宿起立400年(2023年)に向けた基本的考え方」推進ロードマップ」に基づく取組の推進 ●まちづくりのあり方の検討及び検討を踏まえた取組の実施 ●民間企業、商店街等との連携による東海道川崎宿の歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 ●魅力的な街なみづくりに向けた検討と取組の推進 ●沿道や多摩川河川敷等、ロードマップを踏まえた街なみの検討・取組の推進 ●関連イベントの開催による賑わいの創出 ●地域に伝わるエピソードを活かした魅力発信の推進	川崎区役所

③戦略的な情報発信

33	市制100周年記念事業	市制100周年記念事業	4-9-1	本市が、令和6(2024)年に市制施行100周年を迎えることから、本市のさまざまな魅力、ポテンシャルを市内外にアピールする機会と捉え、各種事業や情報発信等を展開します。	●市制100周年記念事業実施に向けた検討・調整 ●市制100周年記念事業の実施 ●多様な主体と連携した取組の実施	2. 目標を上回って達成	①令和6年3月に改定した川崎市市制100周年記念事業実施計画に基づき、市制100周年記念式典やかわさき飛躍祭、みんなの川崎祭、Colors,Future!Summitなどの実行委員会主催事業(11事業)、各局が所管する施策に取り組む中で、市制100周年を契機として、一歩先を目指す「+α」のチャレンジを行う市主催事業(158事業)等を実施するとともに参画団体等の主催事業など併せて、3年間で700を超える事業を実施しました。 ②メインビジュアルを活用した主要駅等におけるシティドレッシング、公式WEBサイトやニュースレター等による広報PR、新たなつながりを促進する交流会等を実施し、市制100周年の周知や市民・企業・団体等の主体的なアクションを生み出す機運を醸成しました。 ③オール川崎市の推進体制である実行委員会の総会(2回)、幹事会(5回)等を開催し、官民連携で実行委員会主催事業や市民・企業、団体等の機運醸成に向けた取組の協議検討を行いました。また、記念事業の成果を踏まえ、市制100周年を契機とした「あたらしい川崎」を生み出していく取組を継続・発展させるため、Colors,Future! Actions推進ビジョン骨子を取りまとめました。	A. 貢献している	メインビジュアルを活用したシティドレッシングやさまざまなメディアを活用した広報や交流会等を通じた機運醸成等により、100周年の周知及び市民・企業・団体等の主体的なアクションが創出され、成果指標である市制100周年記念事業の事業数は目標数を大きく上回り達成するとともに、市制100周年を契機に、市民に「愛着」と「誇り」を持っていただく機会とすることができ、施策に貢献しました。	市制100周年記念事業は令和6年度で終了しますが、市制100周年記念事業の成果である新たな取組や新たなつながり、まちを盛り上げる機運、向上したシビックプライドをレガシーとして、市制100周年を契機とした「あたらしい川崎」を生み出していく取組を着実に継続・発展させていく今後の取組に生かしていく必要があります。	●市制100周年を契機とした取組の推進 ●事業推進	総務企画局
34	シティプロモーション推進事業	シティプロモーション推進事業	4-9-1	戦略的な情報発信等により、市民のシビックプライドの醸成及び対外的な都市イメージの向上を図ります。	●「シティプロモーション戦略プラン」に基づく取組の推進 ●実施計画に基づく取組の推進 ●ブランドメッセージ等を活用した効果的な情報発信 ●民間企業及び学校等との連携や広報物の作成によるブランドメッセージの浸透に向けた取組の推進 ●民間企業等との連携による効果的なプロモーションの推進 ●インフルエンサーやスポンサー等と連携したプロモーションの推進 ●国内外に向けた、各種メディアの効果的活用によるシティプロモーションの推進 ●動画の制作及び効果的な活用 ●ソーシャルメディア等さまざまなメディアを活用した魅力発信 ●PR会社を活用したプロモーションの推進 ●戦略的な情報発信力強化のための取組の推進 ●研修実施等による情報発信力の強化	3. ほぼ目標どおり	①「シティプロモーション戦略プラン」に基づく取組の推進 ・川崎のいいところ、好きなところを5・7・5の言葉で詠むことで、川崎を知り、さらに好きになってもらうため、年間を通じて市政だよりやSNSによりかわさき いろいろ 5・7・5の作品を紹介するとともに、令和6年11月に開催したみんなの川崎祭へブース出展するなど新たな作品を募集し、市民の市への愛着醸成を図りました。 ・川崎の価値である多様性、市制100周年の目的「多様な主体の掛け合わせによるアクションの創出」の象徴として、市民や民間企業等と連携し、市制100周年バリエーションビジュアルを制作、主要駅を中心としたシティドレッシング等で展開しました。 ・教育委員会と連携して、GIGA端末用「シティプロモーション副読本」の活用事例集や、実際の授業の様子をまとめた動画を周知するとともに、さらに多くの教員・児童のブランドメッセージに対する理解を深めるため、今年度より小学校6年生ページから全学年へと掲載対象を拡大しました。 ②ブランドメッセージを活用した効果的な情報発信 ・ブランドメッセージの理念を踏襲した100周年記念事業の新ビジュアルをデザインした広報物を、市内の主要駅や駅や公共施設などに大規模に展開しました。さらに、イベント開催時にはブランドメッセージに親しむワークショップなどを開催し、さらなる周知・啓発を行いました。結果として、ブランドメッセージロゴ認知度が過去最高の91.0%に達しました。 ③民間企業等との連携による効果的なプロモーションの推進 ・民間企業が発売する商品での市制100周年、ブランドメッセージロゴ活用やPR支援、ボランティアグループと地域で店舗を展開するチェーン店との連携による、定期的なゴミ拾い活動の実施など、民間との連携によるプロモーション活動を実施しました。 ・若年層に絶大な人気を誇るインフルエンサーとの連携による「かわさきスペシャルサポーター」制度において、双方のSNSでの情報発信、各種広報媒体への出演、コラボ事業として、リサナ参加型のラジオ番組や川崎の魅力と同時に伝える写真展の開催、児童・生徒のダンス授業や部活動で活用できるダンスレッスン動画制作及びGIGA端末への掲載等を実施しました。 ④国内外に向けた、各種メディアの効果的活用によるシティプロモーションの推進 ・関係部署と連携しながら、PR会社を通じてマスメディアに継続的に情報配信や取材誘致を行い、スペシャルサポーターの取組や市制100周年記念事業の情報、本市施策を発信することにより、多数のメディア掲載を獲得しました。(令和6年度実績約8億円)の広告換算値) ・100周年関連事業をはじめとする本市の魅力情報や施策の発信により、X(旧Twitter)のフォロワーが令和6年12月に50,000人を達成しました。 ⑤戦略的な情報発信力強化のための取組の推進 ・職員の広報マインド醸成を目的とした研修では、外部講師の講演に加え、「考える力」「伝える力」2段階のワークショップにより受講者の89%が広報に対するモチベーションが上がったと回答するなど、効果的に実施しました。 ・メディアコーディネーターを中心に、ホームページ、SNS、動画等を活用した広報に関する研修や個別相談、スタジオを活用した動画配信支援など、全庁的な広報活動を維持、向上させるためのサポートを行いました。 市制100周年を契機とした大規模イベントや市内全域での広報強化などにより、特に昨年度と比較して、川崎市のイメージと来訪推奨度が大きく上昇しました。また、シビックプライド指標「誇り」も令和6年度目標を達成しました。「愛着」については目標には至りませんでしたが、昨年度比+0.6と、大きく上昇しました。都市イメージの向上とシビックプライドを醸成させる取組については、中長期的な視点で捉えていく必要があることから、引き続きターゲットを意識した効率的・効果的な手法等を視野に入れたら、引き続きプロモーション活動を推進します。 ※成果指標 ・シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」に関する平均値 R6目標値:6.9点 実績値:6.3点 ・シビックプライド指標 市民の市に対する「誇り」に関する平均値 R6目標値:5.9点 実績値:5.9点 ・隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 R6目標値:54.5% 実績値:58.5% ・市のうち川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 R6目標値:66% 実績値:74.2%	A. 貢献している	事業の効果が成果指標の改善に表れており、川崎へのイメージのほか、ブランドメッセージの市民への定着やXフォロワー数の増加なども含め、市制100周年を契機としたさまざまな取組や、各種広報媒体を効果的に活用した情報発信の取組に、施策への貢献があったものと考えています。	都市イメージの向上と市民のシビックプライドの醸成を図る取組としては、中長期的な視点で捉えていく必要があることから、民間事業者との更なる連携や、メディアミックス強化による広報の付加価値向上、主に若年層をターゲットとした効果的・効率的な手法を活用していきます。 さらに、市制100周年を契機に生み出された、市民や企業等との連携による新たな取組の成果を検証し、今後に生かしていくなど、プロモーション活動を引き続き推進していきます。	●「シティプロモーション戦略プラン」に基づく取組の推進 ・「(仮称)新シティプロモーション戦略プラン」の検討・策定 ●ブランドメッセージ等を活用した効果的な情報発信 ●民間企業及び学校等との連携や広報物の作成によるブランドメッセージの浸透に向けた取組の推進 ●民間企業等との連携による効果的なプロモーションの推進 ●インフルエンサーやスポンサー等と連携したプロモーションの推進 ●国内外に向けた、各種メディアの効果的活用によるシティプロモーションの推進 ●動画の制作及び効果的な活用 ●ソーシャルメディア等さまざまなメディアを活用した魅力発信 ●PR会社を活用したプロモーションの推進 ●戦略的な情報発信力強化のための取組の推進 ●研修実施等による情報発信力の強化	総務企画局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
映像のまち・かわさき推進事業	映像のまち・かわさき推進事業	4-8-3	映像関係団体、企業、行政で組織する「映像のまち・かわさき」推進フォーラムを中心に、映像に関する豊富な地域資源を活用し、映像に親しむ機会の創出とまちの魅力を発信することで、都市イメージの向上、映像産業・映像文化の振興、地域の活性化を図ります。	●「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動支援を通じたまちづくりの推進 ・活動支援を通じたまちづくりの推進 ・推進フォーラムの事業内容の再検証の実施 ●教育現場及び地域における映像制作活動の支援の向上、映像産業・映像文化の振興、地域の活性化を図ります。 ●川崎市映像アーカイブ事業の推進 ・上映会・ワークショップ等の実施 ・市制100周年 映像タイムカプセルの公開 ●映像資源を活用した地域活性化の取組の推進 ●映像メディアを通じた本市の魅力発信 ●魅力発信につながる映像作品のロケ支援とロケ地を活用した地域活性化等の取組の推進 ・ロケ支援とロケ地を活用した地域活性化等の取組の推進 ・ロケ相談窓口設置、市内ロケ地の情報提供 ・ロケ相談窓口設置、市内ロケ地の情報提供の実施 ロケ支援件数:150件以上 ●市民中心の映画祭「KAWASAKIしんゆり映画祭」の開催支援 総参加者数:2,500人以上	4. 目標を下回った	・毎月運営委員会が企画立案・連絡調整を行い、映像関連団体等との全体交流会を開催しました。運営委員の主体的な事業への参加を図るため、分科会方式による事業推進に向けて運営委員と個別に協議し、合意形成に取り組みました。 ・小・中学校で映像制作授業(2件(見込))を実施し、寺子屋事業で映像ワークショップ(5件(見込))を実施しました。 ・川崎市映像アーカイブサイトを運営し周知と活用のための映像を制作しサイトで公開しました。アーカイブ映像を市内へ貸出しテレビ等で放映されることに、市内15ヶ所で上映会を実施するなど活用を行いました。 ・市制100周年記念事業として、10年前に当時10歳の子どもたちから募集した「映像タイムカプセル」約130本の映像と、新たに制作した応募者のうち3組のインタビュー映像等を「二十歳を祝うついで」会場にビジョントラックを配置し、放映しました。 ・ロケ支援の取組として、ロケ受入可能施設を発掘しホームページを更新(4件(見込))するなどロケ地情報を発信しました。ロケ支援件数は130件(見込)と目標値を下回りました。ロケ受入を増やすためには施設を所管する職員等の理解、協力が不可欠なことから、受入の目的や効果等に関する研修等により市内へ周知するとともに、事業者や関係部署と情報共有し新たなロケ地開拓に取り組みます。 ・「KAWASAKIしんゆり映画祭」の開催を支援しました。本祭では20作品を28回上映しました。ジュニア映画制作ワークショップは、日本映画大生出身の監督が講師となり、作品発表会を市アートセンターで行いました。来場者数は前年度より増加(来場者数:1,946人)しましたが、ボランティアを中心とする実行委員会の運営体制の確保や会場確保の課題から作品数や上映回数を増やすことができず目標値を下回りました。今後、事務局と協議し上映回数、会場を含め開催内容を検討するとともに、引き続き地域イベントや団体等との連携を深め、より効果的なPRに取り組みます。	B. やや貢献している	「実施手法を見直しながら、子どもたちの映像制作等」の「映像のまち・かわさき」推進フォーラムによる取組や、「KAWASAKIしんゆり映画祭」の開催支援、ロケ支援相談等を実施し、イベント等により市民が身近に映像に親しむ機会を提供するなど、映像資源を活用した地域活性化、都市イメージの向上が図られており、映像のまちづくりの推進に一定程度貢献しています。	映像によるまちづくりの取組については、人材育成、地域活性化、都市イメージの向上等に寄与することから、引き続き、「映像のまち・かわさき」推進フォーラムをはじめとした関係団体等との連携や協力を図ります。また、映像技術が進展し映像の活用(動画の制作やオンラインイベントなど)が進んでいることから、庁内関係部署と連携し、ニーズを把握した的確なPR、ロケ地となりえる新しい施設や場所を発掘し情報発信するなど、適時を捉えた効果的な取組を検討し、推進していきます。	●「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動支援を通じたまちづくりの推進 ・活動支援を通じたまちづくりの推進 ・推進フォーラムの事業内容の再検証に基づく取組の実施 ●教育現場及び地域における映像制作活動の支援 ・支援の実施 ●川崎市映像アーカイブ事業の推進 ・上映会・ワークショップ等の実施 ●映像資源を活用した地域活性化の取組の推進 ・映像メディアを通じた本市の魅力発信 ●魅力発信につながる映像作品のロケ支援とロケ地を活用した地域活性化等の取組の推進 ・ロケ支援とロケ地を活用した地域活性化等の取組の推進 ・ロケ相談窓口設置、市内ロケ地の情報提供 ・ロケ相談窓口設置、市内ロケ地の情報提供の実施 ロケ支援件数:150件以上 ●市民中心の映画祭「KAWASAKIしんゆり映画祭」の開催支援 総参加者数:2,500人以上	市民文化局

取組の方向性2 海外から人を川崎にひきつけるまちづくり

①海外観光客の誘致

36	観光振興事業	観光振興事業	4-9-2	観光協会、商工会議所、企業、近隣自治体等との連携体制の構築による旅行商品の造成や広報など、オール川崎による集客事業を実施します。	●新・かわさき観光振興プランに基づく施策の展開 ●本市の多彩な観光資源の魅力発信と多様な広報戦略の実施(主要観光施設の年間観光客数:2,031万人以上) ●旅行者の利便性が高い川崎駅での観光案内の提供(宿泊施設の年間宿泊客数:207万人以上) ●住宅宿泊事業(民泊事業)の適正な運営確保と活用 ●外国人観光客の誘客促進及び観光客受入体制の充実(宿泊施設の年間宿泊客数(外国人):25万人以上) ●市民文化の創造と地域経済の活性化を推進するかわさき市民祭りの開催	4. 目標を下回った	①新・かわさき観光振興プランに基づく事業の進捗状況について、令和7年3月に川崎市観光振興計画推進委員会(附属機関)で評価・確認を行いました。また、令和7年度末の「新・かわさき観光振興プラン」の計画終了を見据えた観光行政の検討として、4回の検討会を開催しました。 ②川崎市観光パンフレット「かわさき日和」や観光協会ホームページ等で、本市の多彩な観光資源の魅力を発信しました。 ③「かわさききたテラス」において、個々人のニーズに合わせた観光案内を提供しました。 ④住宅宿泊事業法に基づく届出について、延べ33件(新規21件、変更7件、廃止5件)を受理しました。 ⑤本市への誘客を促進するため、サテライトオフィスの取組として、令和6年10月28日～11月4日に川崎駅周辺にて、「川崎夜市」を開催し、都心部から76店舗が出店しました。さらに、外国人観光客向けの川崎大館におけるとんとこ絵切り体験ツアー等の新規販売を行うとともに、在留外国人コミュニティによるSNS発信や英字新聞JapanTimesへの広告掲載等の海外向けの各種プロモーションを実施しました。 ⑥令和6年12月7日～8日に「かわさき市民祭り」を再編整備後の富士見公園一帯で開催しました。市内の名産や全国市町村のふるさと物産品が並ぶバザール、市民参加によるステージ、各種体験イベントのほか、市制100周年記念事業として、カーリング、雪遊び体験、市街地ウォークの特別ゲストによるパフォーマンス、川崎をより知ってもらうためのクイズラリー等を実施しました。また、全国都市緑化かわさきフェアの秋開催と春開催をつなぐイベントとして、みどりを感ずる装飾やフォトスポット、フェアの花苗等を設置しました。さらに、「みんなの川崎祭」や「フェスティバルなかわさき」等と連動した周知を行い、約45万人の来場がありました。また、能登半島地震被災者への市民からの寄付金を活用し奥能登4自治体を招待し、奥能登支援ツアーでの特産品販売や伝統芸能の披露をしていただきました。 指標のうち未達成であった「主要観光施設の年間観光客数」については、観光庁においても「観光立国推進基本計画(第4次)」では、持続可能な形で観光立国の復活に向け、「質の向上を強調し、人数に依存しない指標」を中心に設定するなど観光施策の目的意識について変化がみられていることから、適切な指標設定の考え方など、川崎市観光振興計画推進委員会で審議・検討いただき、令和7年度末の観光振興計画の策定を通じて取り組んでいます。 ※成果指標 ・主要観光施設の年間観光客数 R5目標値:2,031万人 実績値:1354万人 ・(宿泊施設の年間宿泊客数 R5目標値:207万人 実績値:228万人 ・宿泊施設の年間宿泊客数(外国人) R5目標値:25万人 実績値:30万人	B. やや貢献している	「主要観光施設の年間観光客数」がコロナ前の水準にまで回復していない状況であることから、目標を達成できませんでした。各施設等のニーズも踏まえた上で宿泊客やインバウンドの送客などを連携して取り組むなど、誘客を促進させる必要がありますが、川崎夜市やかわさき市民祭りでは多数の来場者を得るなど、本市への誘客につながることができたことから、施策への貢献は一定程度ありました。	観光施策に関する指標の設定等については、観光庁においても「観光立国推進基本計画(第4次)」では、持続可能な形で観光立国の復活に向け、「質の向上を強調し、人数に依存しない指標」を中心に設定するなど観光施策の目的意識について変化がみられていることから、適切な指標設定の考え方など、川崎市観光振興計画推進委員会で審議・検討いただき、令和7年度末の観光振興計画の策定を通じて取り組んでいます。	●新・かわさき観光振興プランに基づく施策の展開 ●本市の多彩な観光資源の魅力発信と多様な広報戦略の実施(主要観光施設の年間観光客数:2,100万人以上) ●旅行者の利便性が高い川崎駅での観光案内の提供(宿泊施設の年間宿泊客数:210万人以上) ●住宅宿泊事業(民泊事業)の適正な運営確保と活用 ●外国人観光客の誘客促進及び観光客受入体制の充実(宿泊施設の年間宿泊客数(外国人):25万人以上) ●市民文化の創造と地域経済の活性化を推進するかわさき市民祭りの開催	経済労働局
37	産業観光推進事業	産業観光推進事業	4-9-2	産業観光ツアー、工場夜景ツアーを推進するとともに、全国の工場夜景都市と連携した取組等を実施します。また、全国各地への教育旅行誘致活動を実施します。	●本市の強みを活かした産業観光ツアー及び工場夜景ツアーの推進 ●教育旅行誘致活動の実施 ●川崎工場夜景等のガイド養成 ●インバウンド観光の推進	2. 目標を上回って達成	①企業の環境技術を見せる工場夜景を組み入れたツアーなどサステナブルな視点を取り入れたツアーを、川崎市観光協会をはじめとする民間事業者との連携により13本実施し、市内外の誘客に繋がることができました。また、高津区に本社・工場を有する株式会社泉屋東京店との連携により、工場夜景をテーマとしたクッキー「ヒカリノイズ」の第2弾が令和6年10月5日に発売されました。 ②産業観光を軸とした教育旅行の誘致に向け、過年度から引き続き各企業等と工業高校・高等専門学校を主な対象とした学習プログラムの調整を行いながら受入につなげたほか、新たに臨海部の物流倉庫や市内の大学などでの受入調整を行うなど、市外の学校のニーズを捉えた教育旅行メニューの充実を図りました。 ③「ようこそ！かわさき検定」の合格者を対象とした工場夜景等のガイド養成講座を開催し、受講者のうち8名がOJT研修に移行しました。今後、民間企業が実施するツアーのガイドとして、さらなる育成を進めます。 ④アジアや欧米に向けたプロモーションとして、海外向けの本市SNSアカウントを活用して市内の観光資源に関する情報を発信したほか、13万人(令和7年3月時点)のフォロワーを有するインバウンドメディア「導遊図シリーズ」のSNSアカウントに計44本のシェア投稿をしました。(参考:R6海外向け本市SNS(Facebook、Instagram、X)フォロワー総数:93,858人(R5:81,477人))	A. 貢献している	川崎工場夜景等のツアー造成を進めたことにより指標を上回ることができました。川崎工場夜景についてテレビや新聞をはじめとした多くのメディア対応を行うことで、川崎市の魅力発信を行うなど、施策への貢献はありました。	川崎産業観光振興協議会と連携し、川崎工場夜景のブランディングや商品造成を進めるとともに、教育旅行誘致活動などにより、本市産業の魅力を広くアピールしていくことで、本市のプロモーションにつなげていきます。	●本市の強みを活かした産業観光ツアー及び工場夜景ツアーの推進 ●教育旅行誘致活動の実施 ●川崎工場夜景等のガイド養成 ●インバウンド観光の推進	経済労働局

②海外ビジターの受入環境の整備

38	市内案内表示の多言語対応	ユニバーサルデザイン推進事業	1-2-3	グローバル化に伴い増加が見込まれる外国人観光客や外国人ビジネス客、外国人市民が、円滑かつ快適に移動又は滞在できる環境整備を推進します。	●誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進 ・ユニバーサルデザインの理解促進に向けた取組の推進 ・事業者等への普及啓発 ・「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン」に基づく取組の推進 ・駅周辺や公共施設等での取組推進 ・バリアフリーマップの情報更新	3. ほぼ目標どおり	・ユニバーサルデザインの理解促進に向け、バラムーメント推進事業と連携した取組として、職員に対し「ダイバーシティ研修」において、海外整備の基準等の説明を行いました(全2回)。 ・事業者主体である関係各局においても、ガイドラインに基づき公共サインの整備を行う等ユニバーサルデザイン社会の実現に向けた取組を行いました。 ・バリアフリーマップの情報更新を行いました。	A. 貢献している	ユニバーサルデザイン推進事業に関する各種取組を実施することを通じ、誰もが安心・安全に過ごせるよう取組を推進しました。	関係各所と連携を図りながらソフト・ハードのバリアフリー化に関する取組を推進し、誰もが安全、安心、快適に過ごせるよう、ユニバーサルデザインなまちづくりの実現をめざします。	●誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進 ・ユニバーサルデザインの理解促進に向けた取組の推進 ・事業者等への普及啓発 ・「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン」に基づく取組の推進 ・駅周辺や公共施設等での取組推進 ・バリアフリーマップの情報更新	まちづくり局
39	公衆無線LAN環境の整備	地域情報化推進事業	4-2-5	外国人来訪者も含め、市内の誰もが利用できる「かわさきWi-Fi」の運用を行っています。	●「かわさきWi-Fi」の利便性向上に向けた取組の推進 ・行政施設への公衆無線LAN環境の整備 ・整備の推進 アクセス数:440万回 ・民間のアクセスポイント等の活用 ・活用の推進	3. ほぼ目標どおり	市役所広場、こども文化センター、各区いこいの家などに導入し、利用可能な施設を増加させ、市民の利便性の向上を図りました。また、市外からの転入者に向けた周知用のチラシを作成し配布するなど、利用促進に向けた取組を進めました。 ※利用しているWi-Fiサービスの変更に伴うアクセス回数測定方法の変更により、令和6年度からは実績値について、算出ができなくなりました。	A. 貢献している	外国人来訪者も含め、市内の誰もが利用できる行政施設等にかわさきWi-Fiの整備を推進したことから、施策への貢献がありました。	かわさきWi-Fiの利便性向上に向けた取組を推進していきます。	●「かわさきWi-Fi」の利便性向上に向けた取組の推進 ・行政施設への公衆無線LAN環境の整備 ・整備の推進 アクセス数:460万回 ・民間のアクセスポイント等の活用 ・活用の推進	総務企画局
40	事業者・関係団体等との連携の取組	産業観光推進事業	4-9-2	グローバル化に伴い増加が見込まれる外国人観光客等の受入環境の整備に向けて、関係団体や事業者等と連携した取組を推進します。	●本市の強みを活かした産業観光ツアー及び工場夜景ツアーの推進 ●教育旅行誘致活動の実施 ●川崎工場夜景等のガイド養成 ●インバウンド観光の推進	2. 目標を上回って達成	①企業の環境技術を見せる工場夜景を組み入れたツアーなどサステナブルな視点を取り入れたツアーを、川崎市観光協会をはじめとする民間事業者との連携により13本実施し、市内外の誘客に繋がることができました。また、高津区に本社・工場を有する株式会社泉屋東京店との連携により、工場夜景をテーマとしたクッキー「ヒカリノイズ」の第2弾が令和6年10月5日に発売されました。 ②産業観光を軸とした教育旅行の誘致に向け、過年度から引き続き各企業等と工業高校・高等専門学校を主な対象とした学習プログラムの調整を行いながら受入につなげたほか、新たに臨海部の物流倉庫や市内の大学などでの受入調整を行うなど、市外の学校のニーズを捉えた教育旅行メニューの充実を図りました。 ③「ようこそ！かわさき検定」の合格者を対象とした工場夜景等のガイド養成講座を開催し、受講者のうち8名がOJT研修に移行しました。今後、民間企業が実施するツアーのガイドとして、さらなる育成を進めます。 ④アジアや欧米に向けたプロモーションとして、海外向けの本市SNSアカウントを活用して市内の観光資源に関する情報を発信したほか、13万人(令和7年3月時点)のフォロワーを有するインバウンドメディア「導遊図シリーズ」のSNSアカウントに計44本のシェア投稿をしました。(参考:R6海外向け本市SNS(Facebook、Instagram、X)フォロワー総数:93,858人(R5:81,477人))	A. 貢献している	川崎工場夜景等のツアー造成を進めたことにより指標を上回ることができました。川崎工場夜景についてテレビや新聞をはじめとした多くのメディア対応を行うことで、川崎市の魅力発信を行うなど、施策への貢献はありました。	川崎産業観光振興協議会と連携し、川崎工場夜景のブランディングや商品造成を進めるとともに、教育旅行誘致活動などにより、本市産業の魅力を広くアピールしていくことで、本市のプロモーションにつなげていきます。	●本市の強みを活かした産業観光ツアー及び工場夜景ツアーの推進 ●教育旅行誘致活動の実施 ●川崎工場夜景等のガイド養成 ●インバウンド観光の推進	経済労働局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
-----	-------	------	-------	------------	---------------------	----------	-------------	-------	-----------	------------	-----

取組の方向性3 海外諸都市との戦略的な関係の構築

①海外都市との互恵的交流の促進

41	海外諸都市との経済・産業交流の推進	海外展開支援事業	4-1-1	市内企業の海外への販路の開拓などビジネスの国際化を支援し、国際競争力の強化等をめざすため、海外諸都市との経済・産業交流を推進します。	3. ほぼ目標どおり	●機会を捉え、商談会・現地調査や海外各都市からの視察・訪問を通じた産業交流を行いました。 ・中国(瀋陽市等) ・米国(ニューヨーク市) ・ベトナム(ホーチミン市) ・台湾(台北市)等	B. やや貢献している	海外での商談会開催や海外来訪者の受入等を通じ、市内企業のビジネス国際化につながる経済・産業交流を推進しました。	覚書に紐づく予算事業は実施していないが、機会を捉え、覚書締結国・都市と関連のある事業を実施する際は、覚書を拠り所とした連携を進めていきます。	●覚書締結等に基づく交流の推進 ・中国(瀋陽市等) ・タイ(バンコク市) ・ベトナム(ホーチミン市) ・台湾(台北市)等	経済労働局
42	音楽等による文化交流の推進	音楽のまちづくり推進事業	4-8-3	本市の特色である「音楽のまちづくり」等を活かした、海外諸都市との文化交流を推進します。	3. ほぼ目標どおり	●姉妹都市・友好都市との音楽文化交流事業の実施 ・オーストリア・ザルツブルク市との交流コンサートの実施	B. やや貢献している	オーストリア大使館など関係団体と連携したコンサートを実施し、良質なクラシック音楽や海外の音楽文化に触れる機会を市民に提供するとともに、ザルツブルクで活躍する若手音楽家と市内音楽大学の学生が出演することにより、音楽を通じて両市の相互理解と友好を一層深め、音楽を通じた地域社会の活力や都市ブランドの向上に貢献しました。	引き続き姉妹都市・友好都市と音楽を通じた交流の取組を推進します。	●姉妹都市・友好都市との音楽文化交流事業の実施 ・オーストリア・ザルツブルク市との交流コンサートの実施	市民文化局
43	国際交流推進事業	国際交流推進事業	4-9-1	海外からの視察受入れや(公財)国際交流協会との連携により、行政だけでなく市民による国際交流を推進します。	3. ほぼ目標どおり	●海外からの視察受入れや(公財)国際交流協会と連携した国際交流の推進 ・姉妹・友好都市等との国際交流の推進	B. やや貢献している	訪問団の派遣・受入れを行うことで、友好関係の深化につなげることができました。 韓国・富川市長をはじめとする訪問団や、アメリカ・ボルチモア市の最高財務責任者が本市を訪問し、全国都市緑化かわさきフェア等を視察しました。オーストラリア・ウーロンゴン市との交流について、川崎ジュニア文化賞で大賞を受賞した子どもたちウーロンゴン市長及びウーロンゴン市の子どもたちとのオンライン交流会等を行いました。中国・瀋陽市副市长をはじめとする訪問団や、中国・連雲港市をはじめとする訪問団が川崎市を訪問し、キングスカイフロントや本庁舎を視察しました。川崎市在住のアーティストが、クアアチアノエカ市で開催されるイベント「Japan in Rijeka 2024」の開催に伴い、かわさき国際友好使節としてリエカ市市中心部のビル壁面に大規模ミュラルアートを制作しました。 姉妹・友好都市等との交流イベント等への参加人数については、姉妹・友好都市提携の周年記念の年ではなため、コンサートなど大規模な集客イベントを実施していないことから、数値上では過去の実績を大幅に下回っていますが、訪問団の派遣・受入れによる姉妹・友好都市等との対面での交流や、市制100周年記念式典や多文化共生フォーラムコンサート、インターナショナルフェスティバルにおける姉妹・友好都市市長等からの祝賀メッセージの放映やパネル展示等、市民が姉妹・友好都市とのつながりを感じられる取組等を実施し、姉妹・友好都市等との国際交流を著実に推進しました。	今後も世界における本市の存在感を高めるため、姉妹・友好都市をはじめとする海外都市等とお互いの強みや特性を活かした交流を推進していきます。 また、姉妹・友好都市のPRや姉妹・友好都市を通じた川崎市の魅力の海外への発信により、市内外の市の認知度・好感度を高めることで、川崎市のイメージの向上や市民のシンギングプライドの醸成に寄与します。	●海外からの視察受入れや(公財)国際交流協会と連携した国際交流の推進 ・姉妹・友好都市等との国際交流の推進	総務企画局

【取組方針Ⅲ】多様性を活かしたまちづくりの推進

取組の方向性1 地域での交流・多文化共生の促進

①国際相互理解、国際交流、地域の支え合い

川崎市国際交流センターを活用した取組	国際交流センター管理運営事業	4-9-1	川崎市国際交流センターにおける講座・イベント等の開催を通じて、市民交流を促進し、国際相互理解・多文化共生の促進を図ります。	3. ほぼ目標どおり	●国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催及び日本語・外国語等の研修の実施 ・国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催 講座・イベント等の開催数:55回以上 ・日本語、外国語等の講座・研修事業の実施 国際理解講座受講者数:470人以上 日本語講座受講者数:510人以上 ●国際交流に取り組む市民、団体等の主体的な国際活動を促す情報提供等の実施 ・情報提供等の実施 ●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施	B. やや貢献している	各種イベント・講座の効果的実施により、参加者アンケートの満足度が向上したほか、11言語による外国人相談窓口の実施により、複雑・多様化した相談内容に対応するなど、国際理解・交流や多文化共生施策の推進に貢献しました。	●国際理解と友好親善を深めるため、指定管理者と協力・連携した取組により、国際交流・多文化共生を進める事業を実施していきます。 引き続き、活動に取り組む市民、団体等への支援や施設貸出を継続して行います。 ●国際交流や多文化共生を促進する講座・イベントの開催数及び国際理解講座受講者数については、講座等の統合や開催回数の見直しにより、目標値を達成できませんでしたが、今後も引き続き、講座・イベントの効果的な手法や時代の変化に即した内容を検討し、取組を進めます。 ●外国人相談窓口については、国の外国人材受入れのための総合的対応策を踏まえた上で、一層の広報・周知により利用促進を図る等、本市の多文化共生施策の推進に貢献していきます。 引き続き計画的な施設の補修等を推進します。	●国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催及び日本語・外国語等の研修の実施 ・国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催 講座・イベント等の開催数:55回以上 ・日本語、外国語等の講座・研修事業の実施 国際理解講座受講者数:540人以上 日本語講座受講者数:480人以上 ●国際交流に取り組む市民、団体等の主体的な国際活動を促す情報提供等の実施 ・情報提供等の実施 ●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施	市民文化局	
(公財)川崎市国際交流協会と連携した取組	国際交流センター管理運営事業	4-9-1	(公財)川崎市国際交流協会事業において、市民レベルでの国際交流や国際相互理解、多文化共生の推進を支援します。	3. ほぼ目標どおり	●(公財)川崎市国際交流協会事業との連携・活用 ・多言語による情報誌の発行、ホームページの運営 ・外国人との交流や多文化共生を推進するために外国人とともに考えるイベントの実施 ・各種語学講座の実施 ・外国人留学生修学奨励金の支給 ・民間団体による国際交流活動への助成等による支援 協会登録ボランティアの活動機会の提供 ・市民ボランティアや市民団体などの担い手の発掘手法の検討	B. やや貢献している	各種イベント・講座の開催については、参加者アンケートの意見を踏まえ、運営方法をオンライン形式から対面形式に変更するなど、効果的に講座等を開催することで、施策の推進に貢献しました。	引き続き、国際交流センターにおけるイベント、講座等を通じて、市民レベルでの国際交流活動の推進や国際相互理解の増進、多文化共生社会の実現を図ります。	●(公財)川崎市国際交流協会事業との連携・活用 ・多言語による情報誌の発行、ホームページの運営 ・外国人との交流や多文化共生を推進するために外国人とともに考えるイベントの実施 ・各種語学講座の実施 ・外国人留学生修学奨励金の支給 ・民間団体による国際交流活動への助成等による支援 協会登録ボランティアの活動機会の提供 ・市民ボランティアや市民団体などの担い手の発掘手法の検討	市民文化局	
川崎市ふれあい館を活用した取組	生涯現役対策事業	1-4-3	日本人と在日外国人との交流施設であるふれあい館において、相互にふれあいを深め、互いの文化等を理解し、共に生きている地域社会づくりを目指した事業を実施します。 また、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催するとともに、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくりを進めます。	3. ほぼ目標どおり	●外国人高齢者支援の実施 ・識字学級等 ●相談・交流事業の実施 ・ふれあい館における相談・交流事業の実施 ●社会教育事業の実施 ・多様な講座等の実施	B. やや貢献している	成果指標のとおり令和6年度の目標を概ね達成しており、施策に対して貢献しています。	引き続き事業を実施し、外国人高齢者の福祉の向上を図ります。	●外国人高齢者支援の実施 ・識字学級等 ●相談・交流事業の実施 ・ふれあい館における相談・交流事業の実施 ●社会教育事業の実施 ・多様な講座等の実施	健康福祉局	
	社会教育振興事業	2-3-2		4. 目標を下回った	社会教育振興事業全体では、目標値が300事業のところ実績値が248事業と目標を下回りました。なお、共生による地域社会づくりを目指し、外国人市民と日本人市民がともに学びあい、相互理解を深めることを目的とした識字学習活動等11事業を実施しました。	B. やや貢献している	令和6年度については、市民館で実施する事業により、学習機会の提供と学びを通じたつながりづくりを推進し、市民の自発的・主体的な学びや活動を支えていることから、一定程度の施策への貢献はしているものと考えます。	①市民が集う利用しやすい環境づくりについては、「今後の市民館・図書館のあり方」に示した取組の方向性に沿って事業展開するとともに、令和7年度から順次市民館に指定管理者制度の導入を行い、指定管理者のマンパワーやノウハウを活用した取組を推進します。 ②多様な市民ニーズに対応した学びの支援については、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に示した取組の方向性に沿って、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討するとともに、アンケート等でいただいた市民の声を参考に、講座の実施等、学びの支援を行います。 ③多様な主体との参加と協働・連携による地域づくりについては、区の関係部署との連携を図りながら、事業の充実・進展に向けた取組を推進します。	●「川崎市立学校児童生徒・神奈川朝鮮学生美術交流展」の開催 ・事業実施	教育委員会事務局	
外国人学校との交流の推進	教職員研修事業	2-2-4	朝鮮学校と市立学校との「川崎市立学校児童生徒・神奈川朝鮮学生美術交流展」を開催します。	3. ほぼ目標どおり	●「川崎市立学校児童生徒・神奈川朝鮮学生美術交流展」の開催 ・事業実施	B. やや貢献している	展示スペースに合わせて作品数の調整を行い、開催することができています。多様な作品から表現のよさや面白さなど交流を図ることができおり、施策への一定の貢献はありました。	令和7年度は、教育文化会館を会場として作品を展示し、交流します。令和7年度の教育文化会館閉館に伴い、令和8年度は、展示場所等を検討します。	●「川崎市立学校児童生徒・神奈川朝鮮学生美術交流展」の開催 ・事業実施	教育委員会事務局	
市民館コミュニティ推進事業	地域課題対応事業(幸区)	幸区	外国人市民の生活に必要な情報の提供や多文化フェスタ等の開催を通じて市民同士の相互理解を深め、多文化共生意識を高めます。	3. ほぼ目標どおり	●多文化共生の理解や関心を深めるための事業の実施 ・事業実施	A. 貢献している	「多文化フェスタさいわい」では、外国人市民が自国の文化を紹介し、他国出身者が享受することで違いを理解し合い、多文化共生社会への成果は上がっているものと考えます。	外国人市民へのサポートもコミュニティ推進の対象と捉え、今後は市民館コミュニティ推進事業にて、国籍の枠だけに捉われない地域課題に対応する事業を計画・実施します。	●多文化共生の理解や関心を深めるための事業の実施 ・事業実施	幸区役所	
高津区多文化共生推進の取組	地域課題対応事業(高津区)	高津区	多文化共生のまち・高津の実現を目指し、外国人市民を含む区民が相互理解を進め、主体的かつ豊かに地域生活を営めるよう事業を実施します。	3. ほぼ目標どおり	●高津区多文化共生推進事業の実施 事業実施高津区多文化共生推進事業実行委員会に委託し、協働で実施予定 ・まちあるき ・文化講習会 ・ワークショップ・コミュニティの場づくり ・学習支援(多文化子ども塾)	A. 貢献している	・まちあるき 10月6日(日) 定員15名(参加者:外国人市民5名 日本人市民12名 計17名) ・文化講習会 7月20日(土) 定員25名(参加者:外国人市民15名 日本人市民24名 計39名) ・ワークショップ・コミュニティの場づくり11月2日(土)定員25名(参加者:外国人市民13名 日本人市民8名 計21名) 12月14日(土)定員30名(参加者:外国人市民1名 日本人市民30名 計31名) ・学習支援 4月13日～3月8日 全23回 参加者10名、延べ参加人数163人	高津区役所生涯学習支援課が市民団体へ事業委託をして実施した。企画委員による事業ではあるものの、対外的な交渉は担当職員が業務として関わっており相当な負担感がある。施策への貢献度はあるものの、令和7年度からの指定管理者制度導入に伴い次年度以降の取り組みは大幅に見直す必要がある。	事業を担当している高津区役所生涯学習支援課は、令和7年度から指定管理者制度を導入し所管施設は指定管理者が運営。生涯学習支援課は廃止となり生涯学習支援担当が新設される。左記の理由から区役所事業については事業終了し、指定管理者による社会教育振興事業として事業する。	令和7年度から高津市民館が指定管理者制度を導入し、指定管理者が事業を再構築し実施予定。 ・学習支援は、外国につながる小学生を対象に日本語支援として実施予定。 ・それ以外の事業は、企画委員会形式により昨年度の事業は見直ししながら実施予定。	高津区役所
麻生区多文化共生推進事業	地域課題対応事業(麻生区)	麻生区	多文化共生に対して高い意識を持つ区民が主体となった自主的・自発的な多文化共生活動の支援・推進を図ります。	3. ほぼ目標どおり	●地域における多文化共生の啓発及び推進 ・事業実施 ●地域の日本人市民と外国人市民の交流推進 ・事業実施	B. やや貢献している	虹ヶ丘地区に対する交流事業「料理体験」の実施(参加者40名)、親子向け交流事業「世界と遊ぼう」の実施(参加者25名)、特に企業、市民と連携して実施した虹ヶ丘地区「料理体験」実施後、防災訓練の提案をしたところ、地域の外国人と自らつながりたいという声が増え、自治会で防災訓練を計画するまでになりました。	モデル事業として取り組んだ虹ヶ丘地区で、外国人市民との共生に向けた市民自治が始まりました。	来年度から社会教育振興事業として人や地域とのつながりに重点を置いた経費をかけない取組に移行します。		麻生区役所

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度」の取組内容に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
②外国人市民の社会参画											
多文化共生社会の実現に向けた取組	外国人市民施策推進事業	5-2-1	多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしている地域社会をつくるため、多文化共生社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。	●「多文化共生社会推進指針」に基づく取組の推進 ●指針に基づく取組の推進 ●市多文化共生社会推進協議会の運営 ●協議会の運営 ●外国人市民代表者会議の運営 ・会議の運営及び提言を踏まえた取組の推進 ・取組の推進 ・外国人市民代表者会議ニューズレターの発行 ニューズレター発行数:15,000部以上 ・外国人市民代表者会議オープン会議の開催 オープン会議参加者数:100人 ●外国人市民意識実態調査の実施 ・実態調査の実施 ●外国人相談支援体制の充実に向けた取組の推進 ・新たな相談支援体制の整備	3. ほぼ目標どおり	①川崎市多文化共生社会推進指針に基づく取組の推進については、市民向けの広報の多言語化を推進し、多言語で作成された広報資料の延べ種類言語数は565となりました。 ②多文化共生社会推進協議会を年5回開催しました。 ③外国人市民代表者会議の運営については年8回の定例会に加え、オープン会議形式での臨時会を開催し68人の参加がありました。会議の提言について3つの提言の3つの項目で一定の成果を得ました。市民館の識字日本語学級に外国人市民代表者が訪問し、オープン会議の広報を行いました。オープン会議への関心や認知度はまだ低いと思われるので、今後は、代表者会議代表者の意見を取り入れて広報や開催方法をさらに工夫することで目標値を達成するよう取組を進めます。また、ニューズレターは、ペーパーレスの取組の一環として令和5年度から発行部数を削減したため、定例の年3回の発行では目標部数には届かず、ホームページへの掲載やSNSでの情報発信など電子化に努めているところですが令和6年度は100周年記念特別号を作成したことで目標値を達成しました。次年度は、SNSのフォロワー数の増加など電子媒体による情報発信の強化に努めます。 ④外国人市民意識実態調査を実施し、令和元年度の調査結果との比較や考察を行った報告書を作成・公表しました。 ⑤川崎区役所多言語総合案内における相談件数は923件となりました。 ⑥外国人相談支援の充実に向けた新たな拠点である「かわさき多文化共生プラザ」での対面相談件数は1,171件となりました。	B. やや貢献している	日本語が得意ではない外国人市民に必要な情報が伝わりやすくなるよう広報資料の多言語化を推進(令和5年度から5言語増加し)、目標値を達成するほか、やさしい日本語の研修実施等により、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重される多文化共生社会の実現に一定程度貢献しました。	・多文化共生社会推進協議会での検証評価も踏まえながら令和6年3月に改定した川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、施策の推進に努めます。 ・広報の電子化、ペーパーレス化をより一層進めつつ、外国人市民への効果的な情報発信に向けた取組を推進します。 ・外国人市民代表者会議については、オープン会議の参加者数が目標に達しませんでした。今後は会議の広報、開催方法を工夫するなど参加者増加に向けた取組を進めるとともに、会議から出された提言への対応を図り、会議の調査審議の充実にも努めます。 ・川崎区役所総合案内の多言語対応を引き続き行うとともに、「かわさき多文化共生プラザ」の運営など外国人市民への相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。	●「多文化共生社会推進指針」に基づく取組の推進 ●指針に基づく取組の推進 ●市多文化共生社会推進協議会の運営 ●協議会の運営 ●外国人市民代表者会議の運営 ・会議の運営及び提言を踏まえた取組の推進 ・取組の推進 ・代表者の募集・選考 ・第16期代表者の募集・選考 ・外国人市民代表者会議ニューズレターの発行 ニューズレター発行数:15,000部以上 ・外国人市民代表者会議オープン会議の開催 オープン会議参加者数:100人 ●外国人市民意識実態調査の実施 ・調査を踏まえた取組の推進 ●外国人相談支援体制の充実に向けた取組の推進 ・新たな相談支援体制の整備	市民文化局
外国人介護人材活用の取組	福祉人材確保対策事業	1-4-2	介護福祉士の国家資格を有する方を対象とする新たな在留資格の創設などの法改正に伴う福祉・介護現場への外国人労働者の受入れを支援します。	●介護の仕事に就くための支援の実施 ・福祉人材確保に向けた就労支援 ・外国人介護人材の受入れに向けた各種研修やメンタルケア等の実施 ・外国人学生等によるインターンシップの受入支援	3. ほぼ目標どおり	●ビジネスマナーや介護に関する日本語研修(レベル別・複数回開催) 受講者数:127人(延べ人数) ●特定技能(国内転換者)への就労支援 支援者数:10人 ●インターンシップ生の受入 R5.5.25にベトナムのタイグエン医療短期大学と締結した「外国人介護人材雇用支援事業のインターンシップにおける協力に関する覚書」に基づき、R7.2月から市内10施設にて7人の学生のインターンシップの受入協力	A. 貢献している	介護サービスの基盤は人材であることから、介護サービス事業所や施設の人材確保・定着を図る取り組みは、高齢者が安心して暮らせる仕組みを作る施策に貢献しています。	研修の実施や国内在留者への支援を継続しつつ、引き続き、国の動向等も注視しながらインターンシップの更なる受入についても調整を進めています。	●介護の仕事に就くための支援の実施 ・福祉人材確保に向けた就労支援 ・外国人介護人材の受入れに向けた各種研修やメンタルケア等の実施 ・外国人学生等によるインターンシップの受入支援	健康福祉局
市立学校への外国人市民の講師派遣	多文化共生教育推進事業	2-2-1	地域の外国人市民等が講師として自国の文化を児童生徒に伝える「多文化共生ふれあい事業」を実施します。	●さまざまな国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進 派遣校数:76校(228人)	3. ほぼ目標どおり	民族文化講師については、72校に延べ211人を学校に派遣しました。	B. やや貢献している	多文化共生ふれあい事業により、外国人市民により直接子どもたちが異文化に触れることで、多文化共生を尊重する意識を育むことができていることから、一定程度の施策への貢献はありました。	多文化共生ふれあい事業については、文化体験のバリエーションを増やしなが継続していきます。	●さまざまな国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進	教育委員会事務局
住民投票制度の運用	自治推進事業	5-1-1	本市の住民投票制度では、選挙権の有無にかかわらず、幅広い住民が投票に参加できるよう、その投票資格者(券)に外国人住民を含めています。	●住民投票制度の適切な運用 ・ルビ付きや多言語(6言語)によるリーフレットの作成・配布	3. ほぼ目標どおり	・6か国語のリーフレット等を用いた広報の継続実施	A. 貢献している	6か国語のリーフレットの市HPでの掲載や市内公共施設への配架により外国人住民への周知は十分に行えていると考えます。	今まで通り住民投票の有資格者である外国人住民へ制度の周知を図っていく必要があります。	●住民投票制度の適切な運用 ・ルビ付きや多言語(6言語)によるリーフレットの作成・配布	市民文化局

取組の方向性2 誰もが暮らしやすい環境づくり

①コミュニケーション支援

55	タブレット端末等を活用した多言語案内	かわさきバラムーブメント推進事業	5-2-3	タブレット端末を活用したテレビ通訳システムによる対面式多言語案内やAIによる通訳を活用し、外国人市民にも利用しやすい区役所等を目指します。	●タブレット端末を活用した外国人来庁者への案内の実施 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	区役所・支所において、外国人来庁者にタブレット端末を活用したAIによる通訳やテレビ通訳システムによる多言語案内・通訳を実施しました。	B. やや貢献している	「かわさきバラムーブメント推進ビジョン」に基づき、かわさきバラムーブメントの目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」に向け、外国人市民が抱える言葉の問題などに起因とする課題への支援に寄与しており、共生社会の実現に向け前進し、施策に貢献しました。	共生社会の実現に向けて、引き続き事業を実施し、外国人市民の利用しやすい区役所・支所を目指し、かわさきバラムーブメントの理念浸透に向けた取組を実施するとともに推進していきます。	●タブレット端末を活用した外国人来庁者への案内の実施 ・事業実施	市民文化局
56	広報資料の多言語化と相談・手続に係る多言語対応	外国人市民施策推進事業	5-2-1	外国人市民が必要な情報や行政サービスを受けられるよう、広報資料の多言語化の推進、「やさしい日本語」の活用や窓口の多言語対応の支援などを行います。	●「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づく広報資料の多言語化の推進 ・多言語広報資料についての調査及び進捗管理 多言語化した広報資料の延べ種類言語数:535言語以上 ・多言語広報資料一覧の配布及びホームページでの公開 ●外国人の相談や手続に係る多言語対応の支援の実施 ・多言語対応の支援	3. ほぼ目標どおり	・市民向けの広報の多言語化を推進し、多言語で作成された広報資料の合計言語数は565言語となりました。 ・川崎区役所多言語総合案内における相談件数は、923件となりました。	B. やや貢献している	日本語が得意ではない外国人市民に必要な情報が伝わりやすくなるように情報の多言語化を推進し、多言語化した広報資料の合計言語数は令和5年度より5言語増え、目標値を達成しました。	・広報の電子化、ペーパーレス化をより一層進めつつ、外国人市民への効果的な情報発信に向けた取組を推進します。	●「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づく広報資料の多言語化の推進 ・多言語広報資料についての調査及び進捗管理 多言語化した広報資料の延べ種類言語数:540言語以上 ・多言語広報資料一覧の配布及びホームページでの公開 ●外国人の相談や手続に係る多言語対応の支援の実施 ・多言語対応の支援	市民文化局
57	コンタクトセンターにおける多言語対応	コンタクトセンター運営事業	5-1-2	コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」において、多言語での問合せ等を受け付けます。	●多言語対応の推進 ・コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」における英語での電話、メール、FAX、手紙による対応及び多言語での3者通話による電話対応の実施	3. ほぼ目標どおり	・コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」において、英語による電話、メール、FAX及び手紙に対応、並びに5言語(中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語)の電話(3者通話)に対応し、応対情報源を利用して可能な限り回答しました。	A. 貢献している	多言語での問合せに常に対応できる窓口を用意することで、誰もが暮らしやすい環境に貢献しています。	市政に関する問合せ・意見等の受付窓口として、外国人市民や海外からの問合せ等を引き続き対応していきます。	●多言語対応の推進 ・コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」における英語での電話、メール、FAX、手紙による対応及び多言語での3者通話による電話対応の実施	総務企画局
58	市バス案内表示の多言語化	市バス移動空間快適化事業	4-7-4	訪日外国人等に運行情報を提供するため、多言語に対応した市バス案内を実施します。	●市バス運行情報の提供 ・「市バスナビ」の運用 ・タブレット型運行情報表示器の維持管理	3. ほぼ目標どおり	・市バスナビの運用、運行情報表示器の維持管理を行いました。	A. 貢献している	多言語化対応の市バスナビや運行情報表示器を運用しているため。	技術の進展やお客様のニーズ等を踏まえ、利便性の向上に向けた検討を行います。	●市バス運行情報の提供 ・「市バスナビ」の運用 ・タブレット型運行情報表示器の維持管理	交通局
59	識字学習活動の支援	社会教育振興事業	2-3-2	教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。	●識字・日本語学級の実施 ・事業実施	4. 目標を下回った	社会教育振興事業全体では、目標値が300事業のところ実績値が248事業と目標を下回りました。なお、教育文化会館及び6市民館にて13の日本語教室を開設運営しました。	B. やや貢献している	令和6年度については、市民館で実施する事業により、学習機会の提供と学びを通じたつながりづくりを推進し、市民の自発的・主体的な学びや活動を支援していることから、一定程度の施策への貢献はしているものと考えます。	①市民が集う利用しやすい環境づくりについては、「今後の市民館・図書館のあり方」に示した取組の方向性に沿って事業展開するとともに、令和7年度から順次市民館に指定管理者制度の導入を行い、指定管理者のマンパワーやノウハウを活用した取組を推進します。 ②多様な市民ニーズに対応した学びの支援については、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に示した取組の方向性に沿って、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討するとともに、アンケート等でいただいた市民の声を参考にし、講座の実施等、学びの支援を行います。 ③多様な主体との参加と協働・連携による地域づくりについては、区の関係部署との連携を図りながら、事業の充実・進展に向けた取組を推進します。	●識字・日本語学級の実施 ・事業実施	教育委員会事務局
60	日本語学習支援者等の連携	社会教育振興事業	2-3-2	社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習や活動がにつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくりを進めます。	●地域団体の育成や交流に向けた取組の推進 ・団体相互の交流の場づくり	4. 目標を下回った	社会教育振興事業全体では、目標値が300事業のところ実績値が248事業と目標を下回りました。なお、地域日本語連絡会を年8回開催し、市内の識字・日本語学級に携わるボランティアや職員の情報・意見交換の場を開設しました。また、地域日本語ネットワークのつどいを開催しました。	B. やや貢献している	令和6年度については、市民館で実施する事業により、学習機会の提供と学びを通じたつながりづくりを推進し、市民の自発的・主体的な学びや活動を支援していることから、一定程度の施策への貢献はしているものと考えます。	①市民が集う利用しやすい環境づくりについては、「今後の市民館・図書館のあり方」に示した取組の方向性に沿って事業展開するとともに、令和7年度から順次市民館に指定管理者制度の導入を行い、指定管理者のマンパワーやノウハウを活用した取組を推進します。 ②多様な市民ニーズに対応した学びの支援については、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に示した取組の方向性に沿って、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討するとともに、アンケート等でいただいた市民の声を参考にし、講座の実施等、学びの支援を行います。 ③多様な主体との参加と協働・連携による地域づくりについては、区の関係部署との連携を図りながら、事業の充実・進展に向けた取組を推進します。	●地域団体の育成や交流に向けた取組の推進 ・団体相互の交流の場づくり	教育委員会事務局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
外国人転入者に対する生活に必要な情報提供	区役所等管理運営事業(川崎区)	川崎区	外国人転入者に対する外国語版冊子の配布や、外国人市民情報コーナーの設置等により生活に必要な情報を提供します。	●生活に必要な情報提供の実施 ・外国人転入者への必要な冊子等の配布 ・外国人市民情報コーナーの設置	3. ほぼ目標どおり	外国人転入者に必要な冊子等を配布するとともに、外国人市民情報コーナーの設置により、生活に必要な情報提供を実施した。	B. やや貢献している	外国人市民が必要とする情報の提供を行ったため。	引き続き、外国人転入者への冊子等の配布を行うとともに、外国人市民情報コーナーを設置して生活に必要な情報提供を行います。	●生活に必要な情報提供の実施 ・外国人転入者への必要な冊子等の配布 ・外国人市民情報コーナーの設置	川崎区役所
	区役所等管理運営事業(幸区)	幸区			3. ほぼ目標どおり	外国人市民情報コーナーを区民課窓口に近い位置に設置するとともに、生活、防災、医療など、外国人市民に必要な基本的な情報の資料を1か所に集約することで、転入した外国人の方に、よりスムーズに情報を提供できるようにしています。外国人市民情報コーナーにおいて、幸区を紹介する映像等を流すことによって、視覚的にも情報を得られるようにしています。	B. やや貢献している	常設のコーナーを設けることにより、外国人の来庁者に対して継続的に必要な情報を提供できていると考えます。	引き続き、外国人市民情報コーナーを設置し、生活に必要な情報を提供します。		幸区役所
	区役所等管理運営事業(中原区)	中原区			3. ほぼ目標どおり	区役所庁舎1階に外国人向け資料コーナーを設置するとともに7か国語に対応したフロア案内を作成しています。	B. やや貢献している	外国人市民が必要とする情報の提供を行ったため。	情報の定期的な見直しと更新をします。		中原区役所
	区役所等管理運営事業(高津区)	高津区			3. ほぼ目標どおり	外国人転入者への資料等を提供するとともに外国人向け資料コーナーを設置し情報提供を行いました。	A. 貢献している	多くの外国人転入者が資料を受け取り、外国人向け資料コーナーも活用されているため。	引き続き、外国人転入者への資料提供と外国人向け資料コーナーを設置します。		高津区役所
	区役所等管理運営事業(宮前区)	宮前区			3. ほぼ目標どおり	外国人向け資料コーナーの設置により、様々な国籍の来庁者に対し、生活に必要な情報を提供した。	A. 貢献している	外国人転入者に対する生活に必要な情報を提供できたため。	外国人向け資料コーナーの設置を継続し、引き続き外国人転入者への情報提供を行います。		宮前区役所
	区役所等管理運営事業(多摩区)	多摩区			3. ほぼ目標どおり	外国人転入者に対し外国語版資料の配布を継続して行うとともに、外国人向け情報コーナーでの情報提供を行いました。	A. 貢献している	転入時の情報提供や情報コーナーにおける情報提供を継続して行っていることから、施策に貢献していると考えます。	本事業については行政運営を行っていく上で必要な事業であり、今後も利用者の声を聞きながらサービスや質の向上を図ります。		多摩区役所
	区役所等管理運営事業(麻生区)	麻生区			3. ほぼ目標どおり	外国人転入者に対し外国語版資料の配布を継続して行うとともに、外国人向け情報コーナーでの情報提供を行いました。	B. やや貢献している	外国人転入者に対する生活に必要な情報を提供できたため。配架の依頼があった冊子等について、適正に配置しているため。	引き続き外国人転入者への情報提供を行います。		麻生区役所
	区役所総合案内板の多言語化	地域課題対応事業(川崎区)			川崎区	外国人の来庁者に向けて、区役所内に多言語で併記した総合案内板を設置し、外国人市民にも使いやすい区役所を目指します。	●多言語総合案内板による案内の実施 ・外国語に対応した案内表示板や情報端末等による案内の実施	3. ほぼ目標どおり	情報の定期的な見直しと適宜更新を行いました。		A. 貢献している
区役所等管理運営事業(幸区)		幸区	3. ほぼ目標どおり	総合案内及び各フロアにおいて、多言語で併記した庁舎案内表示板や案内サインを設置しています。翻訳機能を活用した案内ができるよう、窓口にタブレット端末を常備しています。	B. やや貢献している			外国語に対応した案内表示板等を設置することで、外国人の来庁者に対して必要な窓口や手続きを案内できていると考えます。	引き続き、多言語を併記した庁舎案内表示板等を設置し、外国人市民にも使いやすい区役所を目指します。	幸区役所	
区役所等管理運営事業(中原区)		中原区	3. ほぼ目標どおり	情報の定期的な見直しと更新を行いました。	B. やや貢献している			英・中・韓の3か国語に対応した総合案内版を設置し、外国人市民にも使いやすい区役所となっているため。	情報の定期的な見直しと更新をします。	中原区役所	
区役所等管理運営事業(高津区)		高津区	3. ほぼ目標どおり	左記案内板による外国人来庁者に向けた案内を継続して実施しました。	A. 貢献している			多言語に対応した案内板を来庁者が見つけやすい位置に設置し、適宜更新を行っているため。	適宜更新を行っています。	高津区役所	
区役所等管理運営事業(宮前区)		宮前区	3. ほぼ目標どおり	多言語総合案内板により、様々な国籍の来庁者に対する案内を継続して実施しました。	A. 貢献している			多言語総合案内板により、様々な国籍の来庁者に対し庁舎を案内することができています。	●多言語総合案内板による案内の実施 ・外国語に対応した案内表示板や情報端末等による案内の実施	宮前区役所	
区役所等管理運営事業(多摩区)		多摩区	3. ほぼ目標どおり	多摩区総合庁舎1階アトリウムにおける多言語案内表示板において、多摩区内の公共施設等の地図情報を分かりやすく表示するとともに、各フロアにおける各所属の案内を外国語表記と併せて表示することで誰もが不便なく利用できる庁舎案内に務めました。	A. 貢献している			特設、市民からも庁舎内における案内についての苦情はなく、取組内容に沿った適正な案内ができたと考えます。	●多言語総合案内板による案内の実施 ・外国語に対応した案内表示板や情報端末等による案内の実施	多摩区役所	
区役所等管理運営事業(麻生区)		麻生区	3. ほぼ目標どおり	多言語総合案内板により、様々な国籍の来庁者に対し庁舎案内を行いました。	A. 貢献している			多言語総合案内板により、様々な国籍の来庁者に対し庁舎案内を行い、必要な案内・情報提供を行ったため。	情報の定期的な見直しと更新を行います。	麻生区役所	
多言語情報の発信による取組		広報に関する業務	川崎区	●多様な媒体を活用した行政情報や地域情報の効果的な発信に向けた取組 ・翻訳事業の実施(随時翻訳) ・ホームページなどを活用した効果的な情報発信手法の検討 ・川崎区役所多言語情報集約冊子「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」の情報更新、ホームページへの掲載など必要な多言語情報による発信の充実	3. ほぼ目標どおり			・区役所各課からの外国人住民への情報発信依頼に基づき、小児医療費助成制度の案内等、6件、最大6言語の翻訳を行いました。 ・川崎区役所多言語情報集約冊子「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」の情報更新を行うと同時に、HP上での冊子データ(6言語)公開を行いました。HPの二次元バーコード入りチラシを区役所窓口等で配布しました。	A. 貢献している	・翻訳業務委託(単価契約)における対象言語を9言語から10言語に拡大し、区役所各課からの依頼に対し、より幅広く対応できる体制にするとともに、依頼に基づいた翻訳を行い、的確な情報発信が図れました。 ・川崎区役所多言語情報集約冊子「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」を更新するとともに、HPの二次元バーコード入りチラシを区役所窓口や外国人住民が利用する地域の施設等で配布することで、転入者や外国人住民の生活支援者等の資料へのアクセスの利便性向上を図りました。	区役所各課からの外国人住民への情報発信依頼に基づいた翻訳を行うことで、その情報を必要とする外国人住民に的確に情報を発信します。 川崎区役所多言語情報集約冊子「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」については、必要に応じて情報を更新し翻訳を行うとともに、HPの二次元バーコード入りチラシを区役所窓口等で配布することで、引き続き必要な生活情報を発信します。
案内サイン情報更新事業	地域課題対応事業(中原区)	中原区	武蔵小杉駅周辺の再開発事業などの進捗に合わせて、表示内容の更新や、多言語表示を推進します。	●監面表示内容の検証・更新 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	小杉駅周辺の開発動向を把握するとともに案内サインの現地確認を行い、等々力緑地内の市民ミュージアム閉鎖や聖マリアンナ東横病院の閉鎖に伴う文字情報板の張替えを委託により実施しました。	B. やや貢献している	多言語表示化した案内サインによる案内を継続して実施しているため。	次年度以降も開発等の進捗があり、案内表示との整合を図ることが必要な状況であることから、掲示内容の見直しや改善を行いつつ案内サインの更新を継続します。	●監面表示内容の検証・更新 ・事業実施	中原区役所

②生活支援

65	国際交流センター等を活用した外国人相談の実施	国際交流センター管理運営事業	4-9-1	外国人市民が生活する上で必要な情報を提供し、さまざまな分野にわたる相談を行うとともに、関係機関と連携を図りながら対応します。	●外国人窓口相談事業(多文化共生総合相談ワンストップセンター)による生活相談等の実施 相談件数:2,710件以上	2. 目標を上回って達成	外国人窓口相談については、通訳・翻訳、日本語学習、教育、住宅、医療、入管手続など、外国人市民の個別の状況に応じ、多岐にわたる相談に対応しました。(相談件数:3,200件)	A. 貢献している	11言語による外国人窓口相談の実施により、多文化共生施策の推進に一定貢献しました。	外国人相談窓口については、一層の広報・周知により利用促進を図る等、国の外国人材受入れのための総合的対応策を踏まえた上で、本市の多文化共生施策の推進に貢献していきます。	●外国人窓口相談事業(多文化共生総合相談ワンストップセンター)による生活相談等の実施 相談件数:2,770件以上	市民文化局
66	言語や生活習慣等の違いに配慮した相談支援	地域包括ケアシステム推進事業	1-4-1	外国人市民等が生活する上で、福祉サービスの利用や支援が必要な場合、各区域域まもり支援センターや地域の相談支援機関等において、言語や生活習慣等の違いに配慮した相談支援を行います。	●各区域域まもり支援センターや地域の相談支援機関等における、言語や生活習慣等の違いに配慮した相談支援の実施 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	各区域域まもり支援センターや地域の相談支援機関等において、言語や生活習慣等の違いに配慮したきめ細やかな相談支援に取り組ましました。	B. やや貢献している	言語や生活習慣等の違いに配慮したきめ細やかな相談支援に努めているため。	引き続き、言語や生活習慣等の違いに配慮したきめ細やかな相談支援に取り組みます。	●各区域域まもり支援センターや地域の相談支援機関等における、言語や生活習慣等の違いに配慮した相談支援の実施 ・事業実施	健康福祉局
67	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	1-4-6	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	●「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進 ・取組の推進、進行管理 ・住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発 ・「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進 ・居住支援協議会の運営 ・連携強化による取組の実施 ・住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施 相談件数:500件以上 ・住宅確保要配慮者への物件情報の提供 ・入居手続の同行等支援 支援件数:12件 ●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保 ・入居支援	3. ほぼ目標どおり	・居住支援協議会の取組を中心に、入居支援体制による支援を実施しました。(相談件数:688件、入居手続の同行等支援件数:12件) ・住宅セーフティネット法に基づく登録住宅制度等、既存住宅を活用した住宅確保要配慮者向けの住まいの確保に関する取組を進めました。 ・居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住の安定化を図りました。	A. 貢献している	居住支援協議会等での協議を重ねながら、不動産団体による居住支援サポート店の充実や、居住支援団体等による相談窓口のサポート体制の新たな構築など、不動産や居住支援団体、福祉部局等と連携して取組の強化を図っており、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に貢献しているため。	増加する住宅確保要配慮者の居住支援ニーズに対応するために、居住支援協議会や庁内WGなどで協議を重ね、すまいの相談窓口の充実や福祉団体、福祉部局との連携をさらに強化することで、居住支援サービスの向上につなげていきます。	●「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進 ・取組の推進、進行管理 ・住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発 ・「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進 ・居住支援協議会の運営 ・家主等との連携強化の取組の実施 ・住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施 相談件数:500件以上 ・住宅確保要配慮者への物件情報の提供 ・入居手続の同行等支援 支援件数:12件 ●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保 ・入居支援	まちづくり局
68	医療通訳スタッフの派遣	救急医療体制確保対策事業	1-6-1	外国人市民が安心して医療サービスを受けられるよう、必要な患者に医療通訳スタッフを派遣します。	●かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会への参加	3. ほぼ目標どおり	神奈川県域で実施されている医療通訳派遣システム事業に参画し、県内各自治体と継続的に協議を行いながら、運営経費の一部として負担金を支出することなどにより、本事業の効果的かつ安定的な運営に寄与しました。(利用実績:5,769件)	A. 貢献している	継続して医療通訳派遣システム事業に参画することにより、必要な患者に医療通訳スタッフを派遣できる体制を確保しているため。	外国人市民が安心して医療サービスを受けられるよう、引き続き、医療通訳派遣システム事業に参画します。	●かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会への参加	健康福祉局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
DV被害者支援への通訳ボランティア派遣	女性保護事業	2-1-4	外国人被害者への支援の充実に向けて、通訳者の確保や支援団体等との連携を強化するとともに、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。	●外国人被害者への支援の充実に向けた通訳者の確保 ●支援団体等との連携強化・外国人被害者支援団体との定期的な連絡会議による連携強化及び相談員向け研修の実施	3. ほぼ目標どおり	・母国語通訳を通してのやりとりが適切な外国人被害者に対して、通訳ボランティアを派遣し、適切な支援を行いました。(令和6年度は1回実施) ・外国人被害者支援団体との年1回の定期的な会議を実施し、連携の強化及び女性相談支援員の育成を行いました。	A. 貢献している	・通訳ボランティアを派遣し、外国人被害者に対して適切な支援ができたため。 ・外国人被害者支援団体との定期的な会議を継続的に設け、連携強化及び女性相談支援員の育成に寄与できたため。	引き続き外国人被害者支援団体との連携を強化し、通訳ボランティアの派遣を円滑に行います。	●外国人被害者への支援の充実に向けた通訳者の確保 ●支援団体等との連携強化・外国人被害者支援団体との定期的な連絡会議による連携強化及び相談員向け研修の実施	こども未来局
外国人高齢者福祉手当の支給	生涯現役対策事業	1-4-3	戦前に来日した外国人市民に対し、外国人高齢者福祉手当を支給することにより、外国人高齢者の福祉の向上を図ります。	●外国人高齢者支援の実施 ・外国人高齢者福祉手当の支給	3. ほぼ目標どおり	対象者に対して手当を支給しました。また、対象でありながら受給していない対象者への申請勧奨を継続して行っています。	A. 貢献している	成果指標のとおり令和6年度の目標を概ね達成しており、施策に対して貢献しています。	引き続き事業を実施し、外国人高齢者の福祉の向上を図ります。	●外国人高齢者支援の実施 ・外国人高齢者福祉手当の支給	健康福祉局
外国人等心身障害者福祉手当の支給	障害者手当等支給事業	1-4-4	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の施行日(昭和57(1982)年1月1日)前に20歳に達していない外国人等で障害基礎年金等を受給できない・中度以上の心身障害者等に対し、外国人等心身障害者福祉手当を支給します。	●外国人等心身障害者福祉手当の支給 ・外国人等で障害基礎年金等を受給できない・中度以上の心身障害者等に対し、外国人等心身障害者福祉手当を年4回支給 支給額(月額) 重度 44,500円 中度 32,500円	3. ほぼ目標どおり	対象者にに対し手当を支給します。支給額は令和5年度と同額、対象者は1名でした。 ・支給額(月額) 重度 44,500円 中度 32,500円 ・支給者数 1人 (重度1名、中度0名)	B. やや貢献している	手当の支給により障害者及びその保護者等の日常生活上の負担軽減、生活の安定及び福祉の増進等に一定程度貢献しています。	引き続き事業を実施し、外国人障害者の福祉の向上を図ります。	●外国人等心身障害者福祉手当の支給 ・外国人等で障害基礎年金等を受給できない・中度以上の心身障害者等に対し、外国人等心身障害者福祉手当を年4回支給 支給額(月額) 重度 44,500円 中度 32,500円	健康福祉局
救急医療機関への補助	救急医療体制確保対策事業	1-6-1	神奈川県内の救急医療機関において、医療費の負担能力に欠ける外国籍の川崎市内在住者に係る救急医療機関外国人医療対策費補助金交付要綱に基づく、救急医療に係る損失医療費(14日以内の入院医療が対象)について補助します。	●神奈川県が実施する事業に基づく損失医療費の一部補助の実施 ・県事業とも協調した、川崎市救急医療機関外国人医療対策費補助金交付要綱に基づく、救急医療に係る損失医療費に対する補助の実施	3. ほぼ目標どおり	神奈川県内の救急医療機関において、医療費の負担能力に欠ける外国籍の川崎市内居住者に係る救急医療に關し発生した損失医療費(14日以内の入院医療が対象)に補助を行う制度について、市内及び県内の医療機関へ周知を図りました。(申請件数:0件)	A. 貢献している	令和6年度の申請はありませんでしたが、制度の概要や申請方法等の詳細について、川崎市医師会、川崎市病院協会等の医療関係団体を通じて医療機関へ適切に周知を図ることにより、外国籍の市内居住者の救急医療体制の確保に寄与しているため。	外国籍の市内居住者の緊急的な医療を確保するとともに、救急医療機関の負担軽減を図るため、引き続き、損失医療費に対する補助を実施します。	●神奈川県が実施する事業に基づく損失医療費の一部補助の実施 ・県事業とも協調した、川崎市救急医療機関外国人医療対策費補助金交付要綱に基づく、救急医療に係る損失医療費に対する補助の実施	健康福祉局

③外国人及び外国につながる児童生徒等の教育支援

73	外国人学校児童等への補助	地域子育て支援事業	2-1-1	市内の外国人学校に通う児童等の健康・安全の確保及び外国人学校と公立学校等の児童等との交流を図るために補助します。	●外国人学校児童等補助金の交付 ・川崎市外国人学校児童等健康・安全事業補助金の交付 ・川崎市外国人学校児童等多文化共生・地域交流事業補助金の交付	3. ほぼ目標どおり	市内の外国人学校2校に対し、外国人学校児童等健康・安全事業補助金及び外国人学校児童等多文化共生・地域交流事業補助金をそれぞれ交付しました。	A. 貢献している	市内の外国人学校に通う児童の安全確保、健康維持事業に対する補助を行いました。また、外国人学校が主催する地域の交流事業に対する補助を行いました。	外国人学校に通う児童等の健全な育成を推進するため継続して実施します。	●外国人学校児童等補助金の交付 ・川崎市外国人学校児童等健康・安全事業補助金の交付 ・川崎市外国人学校児童等多文化共生・地域交流事業補助金の交付	こども未来局
74	多文化共生教育の推進	多文化共生教育推進事業	2-2-1	子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	●外国人教育推進連絡会議の開催を通じて情報共有や意見交換の実施 ・外国人教育推進連絡会議の開催 ●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施 ・実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施	3. ほぼ目標どおり	外国人教育推進連絡会議については、1回対面開催により実施しました。これまでの会議での意見聴取により内容を更新した「外国につながる児童生徒・保護者のための支援事業一覧(学校版)」を作成・配布しました。 「学校でできる多文化ふれあい交流会」をオンラインで開催し、各学校の取組状況についての情報交換を行いました。	B. やや貢献している	外国人教育推進連絡会議の意見を取り入れて一覧表を作成したことなどから、学校等での多文化共生教育の促進につながっていることなどから、一定程度の施策への貢献はありました。	外国人教育推進連絡会議については、必要に応じて会議の持ち方等を見直しながら、引き続き実施していきます。 各学校の多文化共生教育の充実に向けた実践事例報告を含めた情報交換会については、より効果的な学校間の情報共有が図れるよう、手法を検討していきます。	●外国人教育推進連絡会議の開催を通じて情報共有や意見交換の実施 ・外国人教育推進連絡会議の開催 ●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施 ・実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施	教育委員会事務局
75	海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	2-2-2	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別的教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ●教育相談の実施 ●初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 ・日本語指導初期支援員の配置 ●特別的教育課程による日本語指導の実施 ・国際教室の設置及び非常勤講師の配置 ・国際教室の設置及び非常勤講師の配置 ・国際教室担当者等への研修の実施 ・国際教室担当者等への研修の実施 ●多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ・通訳機器の配置 ・通訳機器等、ICT機器の活用 ・通訳・翻訳の充実 ・通訳・翻訳支援業務の外部委託 ●円滑な就学に向けた支援 ●就学前の学校説明会「プレスクール」の開催 ・プレスクールの開催 ・就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保 ・就学案内及び就学状況の把握	3. ほぼ目標どおり	各区教育担当や学校、教育政策室で教育相談を行い、日本語指導の初期段階や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するために、279人の日本語指導初期支援員の新規配置を行いました。特別的教育課程による日本語指導を、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で実施しました。また、指導主事が日本語指導を実施している学校を訪問し、児童生徒の状況に応じた指導について助言を行いました。さらに、日本語指導の充実のため、国際教室担当者研修を5回、日本語指導非常勤講師研修を5回実施しました(うち3回は合同研修)。希望する学校等に通訳機を51台配属し、計195台の配置となりました。また、通訳・翻訳支援として、547件の通訳者の派遣等を実施しました。プレスクールについては、全区を対象に開催し、33組の外国につながる児童及び保護者が参加しました。	A. 貢献している	施策の見直しにより、年々増加する海外帰国・外国人児童生徒に対する一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う体制が強化されており、施策に貢献しているといえます。	教育相談については、研修等により教員や職員の対応能力を高めるとともに、切れ目ない支援・相談体制の整備について他部局や関係団体等とともに研究を進めています。 日本語指導初期支援業務委託については、対象児童生徒の増加を見据えながら、引き続き効率的かつ安定的な支援につながるよう改善しながら継続します。 特別的教育課程による日本語指導の実施について、継続して実施するとともに、教員の指導力の更なる向上にむけた研修の実施や情報提供を行います。 通訳機については、今後の通訳機やイノベーションの動向を見守りながら、ニーズに応じた配置を継続します。また通訳者の派遣は、対象者の増加を見据えながら、より効率的、効果的な配置を図ります。プレスクールについては、参加者のニーズを分析して回数や内容を改善しながら引き続き実施します。また、より効率的な実施手法について検討します。	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ●教育相談の実施 ●初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 ・日本語指導初期支援員の配置 ●特別的教育課程による日本語指導の実施 ・国際教室の設置及び非常勤講師の配置 ・国際教室担当者等への研修の実施 ●多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ・通訳機器等、ICT機器の活用 ・通訳・翻訳支援業務の外部委託 ●円滑な就学に向けた支援 ・就学前の学校説明会プレスクールの開催 ・就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保	教育委員会事務局
76	外国人保護者への就学ハンドブック・就学案内の配布、就学援助の案内	人権尊重教育推進事業	2-2-1	新入学対象年齢で住民登録のある外国籍児童がいる家庭に「外国人保護者用就学ハンドブック」や就学案内を配布し、就学機会の確保に努めます。また、就学援助制度の簡易案内を各学校へ配布し、制度の周知をします。	●「外国人保護者用就学ハンドブック」の作成 ・外国人保護者用就学ハンドブック(9言語)の発行、配布 ●就学案内の配布 ・10言語で作成した就学案内の配布・周知 ●就学援助制度簡易案内の配布等 ・9言語で作成した就学援助制度簡易案内の各学校への配布 ・10言語で作成した申請書と就学援助制度についてのお知らせの更新及びホームページに掲載することによる外国人への制度の周知	3. ほぼ目標どおり	就学案内に合わせて、市立小学校へ入学する外国籍の家庭に就学にかかわる手続きや準備などの説明が掲載されている「外国人保護者用就学ハンドブック」(9言語)を送付しました。	B. やや貢献している	外国人児童の就学を促進し、人権尊重教育の推進につなげることができたことから、一定程度の施策への貢献はありました。	海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業の充実を踏まえ、本事業の位置づけを整理しながら、継続していきます。	●「外国人保護者用就学ハンドブック」の作成 ・外国人保護者用就学ハンドブック(9言語)の発行、配布 ●就学案内の配布 ・10言語で作成した就学案内の配布・周知 ●就学援助制度簡易案内の配布等 ・10言語で作成した申請書と就学援助制度についてのお知らせの更新及びホームページに掲載することによる外国人への制度の周知	教育委員会事務局
		就学等支援事業	2-2-2			3. ほぼ目標どおり	10言語版(日本語、英語、中国語、ハングル語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、ネパール語)で作成した就学案内について内容を更新し、対象者に送付及び関係各部署への周知を実施しました。また、就学援助制度の簡易案内を引き続き配布し周知するとともに、10言語で作成した申請書見本と就学援助制度についてのお知らせの内容を更新し、案内に掲載するQRコードから閲覧できるようにしました。	A. 貢献している	対象者への就学案内の送付及び関係各部署への周知等により、外国人児童生徒の就学の機会を確保し、義務教育年齢の就学を円滑に進めていること、また、外国人児童生徒のいる家庭への就学援助制度の案内を適切に提供し、経済的に困難にしている世帯に必要な支援をしていることから、施策に貢献しているものと考えています。	引き続き、対象家庭へ案内の配布やホームページによる周知を行うことにより、事業を着実に推進していきます。		教育委員会事務局
77	寺子屋分教室の実施	地域の寺子屋事業	2-3-1	地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をやりとりし、各地域で学ぶ生涯学習の拠点づくりを推進することを目指す。地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	●地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等の推進 ・地域の状況を踏まえながら、他事業との連携も含めて日本語学習の支援を推進	3. ほぼ目標どおり	川崎区(2か所)、幸区(2か所)、中原区(1か所)において、外国につながる子ども向け寺子屋事業として、地域人材を活用しながら生活言語や学習言語などの基礎的な学習支援等を実施しました。	A. 貢献している	地域人材を活用しながら生活言語や学習言語などの基礎的な学習支援等を実施すること、施策の推進に貢献しました。	外国につながる子どもを対象とした寺子屋事業については、地域の状況を踏まえながら、他事業との連携も含めて日本語学習の支援を推進していきます。	●地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等の推進 ・地域の状況を踏まえながら、他事業との連携も含めて日本語学習の支援を推進	教育委員会事務局
78	定時制課程における日本語指導の充実	魅力ある高校教育の推進事業	2-2-1	高等学校の定時制課程において外国につながる生徒が増加していることから、在県外国人等特別募集を行うなど、生徒の日本語支援及び個に応じた学習支援を行います。	●「市立高等学校改革推進計画第2次計画」に基づく取組の推進 ・定時制における学びの充実 ・日本語指導の充実 ・在県外国人等特別募集の継続実施	3. ほぼ目標どおり	●市立川崎高等学校定時制課程昼間部において、在県外国人等特別募集を実施しました。 ●市立川崎高等学校定時制課程昼間部に設置している日本語学習コースにおいて、基礎的な日本語学習の授業を実施しました。	B. やや貢献している	在県外国人等特別募集及び日本語学習コース等により、日本語学習支援の充実に取り組みました。	現状維持を基本としながら、状況に応じて改善を行います。	●市立高等学校改革推進計画第2次計画」に基づく取組の推進 ・定時制における学びの充実 ・日本語指導の充実 ・在県外国人等特別募集の継続実施	教育委員会事務局
79	日本語に不慣れた小・中学生学習支援事業	地域包括ケア推進に関する業務	川崎区	外国につながる小・中学生が学校生活や地域生活に適応し、健やかで安心な生活が送れるよう学習支援を行います。	●外国につながる小・中学生に対する学習支援の実施 ・小学生教室の実施:週1回 ・中学生教室の実施:週2回	3. ほぼ目標どおり	・板本地区(川崎市ふれあい館)において、日本語に不慣れた小・中学生に向けて、1回2時間程度で小学生対象の学習教室(週1回)、中学生対象の学習教室(週2回)を小・中学生が通いやすい時間帯で実施。 ・11月27日に、区役所会議室において学習支援員を対象とした研修会を実施。	A. 貢献している	小・中学生が通いやすい時間帯で2時間程度、小学生教室(週1回・年間47回)及び中学生教室(週2回・年間92回)を実施するとともに、11/27に学習支援従事者に向けた研修会を実施し、日本語・学習サポート、交流を含む居場所づくりを行うことができたため。	本事業のニーズが増える中、支援を受けられていない日本語に不慣れた子どもや保護者について、関係機関と連携しながらどのように支援していくかを検討していきます。また、支援者を安定的に確保できるように、次年度は事業者と連携し、地域人材の発掘と育成を進めています。	●外国につながる小・中学生に対する学習支援の実施 ・小学生教室の実施:週1回 ・中学生教室の実施:週2回	川崎区役所
81	外国籍等子ども学習支援事業	地域課題対応事業(麻生区)	麻生区	外国籍及び外国につながる児童生徒の学習を地域で支援します。	●小・中学校の授業における学習支援事業の実施 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	日本語による学習理解に課題を持つ、外国籍等の児童・生徒に対して、各学校と連携を図りながら、個別支援を継続的に実施し、多文化共生施策の推進に寄与しました。	A. 貢献している	協力要請のあった麻生区内の市立小・中学校学校5校において、教員免許や日本語教師等の資格を有し通訳ボランティアグループによるきめ細かな学習支援活動を実施し、個々のレベルに応じた学習言語能力の向上や書き・読み能力の向上等、外国に通じる児童・生徒の基礎学力の充実に寄与することができました。	コロナ下で実施されていた入国制限が撤廃され、外国につながる児童・生徒の割合は再び増加傾向にあり、個々の日本語理解に応じた学習サポートが必要となっています。今後のニーズに対応するため、支援の新たな担い手の確保や、支援者の研鑽の充実、事務経費の有効な活用等に取り組みます。	●小・中学校の授業における学習支援事業の実施 ・事業実施	麻生区役所

④子育て支援

82	外国人母子保健サービスの提供	母子保健指導・相談事業	2-1-3	子育てをする外国人市民に対し、外国語版母子健康手帳等の配布や両親学級や乳幼児健康診断受診時における通訳ボランティアの派遣など、日本語が不慣れた外国人市民の子育て支援を行います。	●外国語版母子健康手帳等の配布 ・外国語版母子健康手帳(10か国語)や乳幼児健康診断受診時の母子保健事業要綱翻訳版の配布 ●通訳ボランティアの派遣 ・通訳ボランティア(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等)の派遣	3. ほぼ目標どおり	外国人市民に対して、希望に応じて外国語版母子健康手帳の交付を行いました。市ホームページでは、外国人市民向け産前産後に関する情報(14言語)を掲載し、必要な情報が届くよう周知を行いました。また、乳幼児健康診断の問診票の外国語版を10言語用意しています。通訳ボランティアの派遣については、各区からの依頼に基づき実施していますが、令和6年度は依頼がなく実施していません。	A. 貢献している	日本語が不慣れた外国人市民に対して、日本の母子保健サービスの周知に貢献しました。	引き続き外国語版母子健康手帳等の交付により、外国人への支援を行います。 窓口等での支援にあたっては、各区役所等に設置しているタブレットによる電話・オンライン通訳を活用します。	●外国語版母子健康手帳等の配布 ・外国語版母子健康手帳(10か国語)や乳幼児健康診断受診時の母子保健事業要綱翻訳版の配布 ●通訳ボランティアの派遣 ・通訳ボランティア(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等)の派遣	こども未来局
83	保育所での言語や生活習慣等の違いへの配慮	公立保育所運営事業	2-1-2	子どもの状態や家庭状況などに十分配慮し、それぞれの文化を尊重した適切な援助を行います。	●個別の連絡帳や印刷物へのルビ振りの実施 ・お便り等の配布へのルビ振りの実施と個別の口頭説明 ●必要に応じた食事等への配慮の実施 ・食べられない食品がある場合の食品の除去や代替品など可能な限りの対応	3. ほぼ目標どおり	・子どもの状態や家庭状況、生活習慣などに十分配慮し、個別の連絡帳や配布物へのルビ振りと口頭説明の実施、また、新たに、入園時の重要事項説明書を3か国語に翻訳したものを作成し、外国籍等の保護者に対する情報提供の工夫に努めました。 ・食事提供について、食べられない食品がある場合は除去や代替品等、可能な限りの対応を行い、それぞれの文化を尊重した適切な援助を行いました。	A. 貢献している	保育所での言語や生活習慣等の違いを配慮し、多様性を尊重した適切な援助を行っています。	引き続き、子どもの状態や家庭状況などに十分配慮し、それぞれの文化を尊重した適切な援助を行います。	●個別の連絡帳や印刷物へのルビ振りの実施 ・お便り等の配布へのルビ振りの実施と個別の口頭説明 ●必要に応じた食事等への配慮の実施 ・食べられない食品がある場合の食品の除去や代替品など可能な限りの対応	こども未来局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
84	乳幼児保護者への子育て情報の発信	地域包括ケア推進に関する業務	川崎区	ルビ付きや多言語による子育てガイドブックの配布により外国人市民の子育てを支援します。	●ルビ付き(一部を含む)や多言語による子育てガイドブック等の作成・配布 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	地域の子育て情報を集約し、必要なページにおけるルビ表記及び多言語表記をした、川崎区子育てガイドブック「さんばみち」を母子手帳を手渡す際に配布した。	A. 貢献している	母子手帳とともに配布を行っており、子育て情報を必要とする人に配布できているため。	外国人の子育て世帯が、孤立感、負担感、不安を抱えないよう、紙媒体だけではなく、ホームページなどを活用した子育て情報を発信していきます。	川崎区役所
		地域包括ケア推進に関する業務	幸区			3. ほぼ目標どおり	一部にルビ、多言語表記のある「おこさまふさいわい」を発行しました。(6,800部)	A. 貢献している	外国人市民に必要な子育て情報を提供できるよう多言語表記やルビ付きのある冊子配布を行った。		幸区役所
		地域包括ケア推進に関する業務	中原区			3. ほぼ目標どおり	ルビ付きや多言語による子育てガイドブックを8,100部発行しました。また、産前産後に関するリーフレットが掲載されているHPの二次元コードを新たに追加で掲載しました。	B. やや貢献している	外国人市民に適切な子育て情報を提供できるよう、ルビ付きや多言語のページに加えて、産前産後に関するリーフレットが掲載されているHPの二次元コードを新たに掲載したことにより、外国人市民の子育て支援に寄与できたため。		中原区役所
		地域包括ケア推進に関する業務	高津区			3. ほぼ目標どおり	外国籍市民に適切な子育て情報を提供できるよう、外国人向け育児支援(妊娠、出産、子どもの健康等)の案内をルビ付きで掲載するとともに、英語版も記載しました。(子育て情報ガイドブック改訂版:7,000部作成・配布)	A. 貢献している	外国籍市民に適切な子育て情報を提供できるよう、ルビ付きや英語版の子育て情報を掲載した子育てガイドブックの配布により外国人市民の子育てを支援することができていることから、施策への貢献はありました。		高津区役所
		地域包括ケア推進に関する業務	宮前区			3. ほぼ目標どおり	一部にルビ、多言語表記のある「みやまえ子育てガイド とことこ」を発行しました。(6,000部)	A. 貢献している	外国人市民に必要な子育て情報を提供できるよう多言語表記やルビ付きのある冊子配布を行った。		宮前区役所
		地域包括ケア推進に関する業務	多摩区			3. ほぼ目標どおり	生活や子育てに必要な手続き、子どもを預ける場所、子どもの関係で相談したいときや病気になったときなどの窓口等について、外国籍の親子のためのページで、ふりがな付き日本語及び英語で情報提供しました。また、外国人市民向けの産前・産後支援に関する情報が多言語で記されたHPのQRコードを掲載しました。	B. やや貢献している	母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布したほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供しています。		多摩区役所
		地域包括ケア推進に関する業務	麻生区			3. ほぼ目標どおり	外国籍市民に適切な子育て情報を提供できるよう、必要なページにおけるルビ表記および、多言語による子育てガイドブックを5,000部作成・配布しました。	A. 貢献している	外国籍市民に適切な子育て情報を提供できるように、ルビ表記や多言語による子育てガイドブックを作成・配布することにより、外国人市民の子育てを支援しました。		麻生区役所
85	子育てサロンの開催	地域包括ケア推進に関する業務	中原区	乳幼児と保護者の交流の場である子育てサロンの開催等により外国人市民の子育てを支援します。	●子育てサロンの開催 事業実施	3. ほぼ目標どおり	国籍や男女等の制限のない開かれた子育てサロンを区内各所で開催しました(開催回数203回、参加者数389人)。	B. やや貢献している	国籍関係なく開かれた子育て支援の場所として子育てサロンを開催し、保健師や保育士、栄養士など、子育てに関する相談ができる専門職に加え、地域を見守る民生委員児童委員とのつながりができる場を設け、外国人市民の子育て不安の低減やつながりづくりに寄与したため。	外国人市民の参加のしやすさを考慮し、充実を図っていきます。	中原区役所
		地域包括ケア推進に関する業務	多摩区			3. ほぼ目標どおり	・主に外国人親子を対象にしたフリースペースの開設 ・4月～3月開催予定(8月を除く)全11回	A. 貢献している	子育てや地域の情報交換を中心に百人一首、子どもの日工作、クリスマス会などの季節を意識したイベントを実施しながら参加者同士の交流を深め、仲間作りを務めています。		多摩区役所
86	川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業	地域包括ケア推進に関する業務	川崎区	日本語に不慣れな子どもや保護者が孤立することを防ぐため、手続や相談等の通訳・翻訳を行います。	●日本語に不慣れな家庭に向けて保育園等からの申請に基づく通訳・翻訳の実施 ・保育園等からの申請に基づく通訳・翻訳の実施 ・通訳・翻訳の実施 ・通訳・翻訳ボランティアの育成を目的とした研修会の開催 ・研修会の開催	3. ほぼ目標どおり	・子ども支援関係機関からの申請に基づき、通訳及び翻訳支援を169件実施。 ・12月14日に通訳・翻訳ボランティア交流会を実施。8名の参加者によるグループワークを行い、意見交換を実施。	A. 貢献している	通訳及び翻訳を169件実施し、日本語に不慣れな保護者の育児支援を行うことで、これらの子どもや保護者が孤立することを防止することができたため。	●日本語に不慣れな家庭に向けて保育園等からの申請に基づく通訳・翻訳の実施 ・保育園等からの申請に基づく通訳・翻訳の実施 ・通訳・翻訳の実施 ・通訳・翻訳ボランティアの育成を目的とした研修会の開催 ・研修会の開催	川崎区役所

⑤危機管理

87	多言語による防災啓発	地域防災推進事業	1-1-1	防災啓発冊子「備える。かわさき」や避難所等を記載した「防災マップ」の多言語版を配布することにより、外国人市民の防災意識の向上を図ります。	●「備える。かわさき」(6言語)の発行 ・「備える。かわさき」(6言語)の発行及び市役所・区役所窓口での配架、市内転入者への配布、ホームページ上での公開 ●防災マップ(6言語)の発行 ・必要に応じたマップの修正・発行 ●メールニュースかわさき「防災気象情報」の多言語メール配信開始(5言語)	2. 目標を上回って達成	年間を通じ、防災啓発冊子「備える。かわさき」や避難所等を記載した「防災マップ」の多言語版について、市役所(多文化共生プラザ)、区役所・市民館・図書館、国際交流センター等で配布を行うとともに、ホームページ上で公開を行いました。また、令和6年11月28日から、メールニュースかわさき「防災気象情報」の多言語配信を開始しました。	A. 貢献している	左記の配布を通じ、防災に係る情報提供を行うことができたため。 外国人市民に向け、外国語で防災情報をメール配信できるようになったため。	防災啓発冊子「備える。かわさき」や避難所等を記載した「防災マップ」の多言語版の配布及びホームページ上での公開を継続するとともに、防災イベントや地域での防災講座等、様々な機会を捉えて配布を進めています。 効率的・効果的な防災情報発信の取組として、民間の機械翻訳サービスの導入に向けた技術確認を進め、「川崎市防災ポータルサイト」等において、やさしい日本語や他言語での情報発信が行えるよう、検討及び実装を進めてまいります。	●「備える。かわさき」(6言語)の発行 ・「備える。かわさき」(6言語)の発行及び市役所・区役所窓口での配架、市内転入者への配布、ホームページ上での公開 ●防災マップ(6言語)の発行 ・必要に応じたマップの修正・発行 ●川崎市防災ポータルサイトにおけるやさしい日本語機能の実装及び、外国語による情報配信の新たな方法についての検討。	危機管理本部
88	災害時における多言語支援センターの設置	国際交流センター管理運営事業	4-9-1	災害時の外国人支援を円滑に行うため、本市の要請により国際交流センター指定管理者が川崎市災害時多言語支援センターを設置し、外国人市民へ提供する情報等の翻訳、外国人からの相談・問合せ等への対応、多言語放送への協力などを行います。	●関係機関と連携した、多言語支援センター設置訓練の実施・設置訓練の実施 ・設置訓練の課題等を踏まえたマニュアルの更新 ・必要に応じたマニュアルの更新	3. ほぼ目標どおり	災害時多言語支援センターの設置については、国際交流センターの指定管理業務に基づき、運営主体である公益財団法人川崎市国際交流協会が、本市が発出する情報を多言語に翻訳することやかわさきFMと連携した多言語放送への協力・支援など、災害時における外国人支援に必要な事項等について運営訓練を実施しました。	B. やや貢献している	災害発生時の外国人市民への情報提供は、市の危機管理としても重要なものであり、関係部署や翻訳ボランティア等の連携・支援などにより貢献しました。	国際交流センターの指定管理事業として実施し、災害発生時には「災害時多言語支援センター」が十分機能するよう、運営手法の見直しや設置訓練を継続実施し、引き続き災害発生時の対応に備えます。	●関係機関と連携した、多言語支援センター設置訓練の実施・設置訓練の実施 ・設置訓練の実施 ●訓練の課題等を踏まえたマニュアルの更新 ・必要に応じたマニュアルの更新	市民文化局
89	多言語による119番通報対応	消防指令体制整備事業	1-1-4	多言語で119番通報に対応することにより、迅速、的確な指令体制を確保します。	●多言語通訳業務の適切な運用 ・消防救急活動等の円滑化のための電話同時通訳サービスの実施	3. ほぼ目標どおり	多言語通訳業務を継続して推進し、多国語化する外国人市民の社会環境の整備を行いました。	A. 貢献している	119番通報をする時は緊急時であり、その通報を多言語で円滑に対応できていることは、外国籍の外国人市民のニーズを満たしているためです。	119番通報をする時は緊急時であり、外国人市民からの通報を、通訳を介してスムーズに対応することは、本市の目指すグローバル都市として必要不可欠なことから、現状のまま継続します。	●多言語通訳業務の適切な運用 ・消防救急活動等の円滑化のための電話同時通訳サービスの実施	消防局
90	国外における感染症危機管理事象に関する情報発信	公衆衛生等に関する試験検査等業務	1-6-3	国際的な感染症に係る危機管理事象について、WHOや各国の保健省が公表している情報等を収集、解析し、感染症情報発信システム(KIDSS)の機能の1つである「情報共有掲示板機能」等を活用し、市内医療機関や庁内登録部署に発信します。	●KIDSSの運用 ・感染症情報発信システム(KIDSS)の運用 ・英語版Webページの公開 ●KIDSSの「情報共有掲示板機能」等を活用した市内医療機関や庁内登録部署への情報発信 ・国際的な感染症に係る危機管理事象に関する情報発信	3. ほぼ目標どおり	感染症情報発信システム(KIDSS)を利用してインフルエンザや新型コロナウイルス感染症のリアルタイムサーベイランスを実施する等、感染症発生状況に関する情報を迅速に収集し、KIDSSを利用して市内医療機関や庁内登録部署に情報発信を行いました。	A. 貢献している	海外における感染症の流行状況に加え、新型コロナウイルス感染症等の情報を迅速に医療機関に向けて発信することで、適切な診断及び感染拡大防止に貢献しています。	新型コロナウイルス感染症等、国際的な感染症に係る危機管理事象が毎年発生していることから、今後も継続して感染症情報発信システム(KIDSS)を利用した情報発信を行う必要があります。	●KIDSSの運用 ・感染症情報発信システム(KIDSS)の運用 ・英語版Webページの公開 ●KIDSSの「情報共有掲示板機能」等を活用した市内医療機関や庁内登録部署への情報発信 ・国際的な感染症に係る危機管理事象に関する情報発信	健康福祉局
91	外国人住民の防災意識向上に向けた取組	自主防災組織事業及び地域の危機管理対策	川崎区	川崎区は市内で最も多くの外国人市民が居住しており、言語や文化の違いから災害弱者、情報弱者になりやすい側面があります。そのため、実践授業の展開や啓発を通じて防災意識の向上を図ります。	●外国人住民の防災意識向上に向けた取組 外国人向け防災講座・訓練の実施:3回	3. ほぼ目標どおり	川崎区は市内で最も多くの外国人市民が居住しており、言語や文化の違いから災害弱者、情報弱者になりやすい側面があります。そのため、防災訓練や出前講座等の啓発を通じて、外国人市民の防災意識の向上を図るため、外国人市民向け防災講座を3回実施しました。	B. やや貢献している	外国人市民の集まりやすい場所を活用しながら、計画通り、防災訓練や出前講座を3回実施し、199名の参加がありました。通訳を介しての講座や居住地の避難場所、経路の確認等を行い、外国人市民の防災意識の向上に寄与しました。	今後も、外国人市民が集まりやすい場所や時期等、様々な機会を捉え訓練や講座を行いながら、防災意識の向上を図ってまいります。また、講座の内容についても、外国人市民のニーズを汲み取り、より有効性のある講座としていきます。	●外国人住民の防災意識向上に向けた取組 外国人向け防災講座・訓練の実施:3回	川崎区役所

取組の方向性3 グローバル都市・川崎を担う人材の育成・活用等

①互いを尊重し合う、グローバル社会にふさわしい市民意識の醸成

92	人権尊重教育の研究実践	人権尊重教育推進事業	2-2-1	在日外国人の多住地域にある小・中学校において、人権教育を基盤とした多文化共生教育の充実に向けて、実践授業の展開や児童生徒指導等の研究実践を行います。	●実践授業の展開及び児童生徒指導等の研究実践 ・在日外国人の多住地域にある小・中学校における、人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の充実に向けた、実践授業の展開及び児童生徒指導等の研究実践	3. ほぼ目標どおり	小学校1校、中学校1校を人権尊重教育実践推進校に定め、人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の充実に向け、各学校の児童生徒の実態に即した授業を行うための具体的な授業展開について支援を行いました。また、人権尊重教育実践推進校等で行っている好事例を研修等で他校に紹介するなど、情報の共有を図りました。	B. やや貢献している	人権尊重教育実践推進校の支援、研修等による他校への情報共有を通じて、更なる人権尊重教育の推進につなげることができたことから、一定程度の施策への貢献はありました。	人権尊重教育実践推進校の研究支援については、内容の充実を図りながら、引き続き実施していきます。	●実践授業の展開及び児童生徒指導等の研究実践 ・小学校1校、中学校1校を人権尊重教育実践推進校に定め、小・中学校における、人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の充実に向けた、実践授業の展開及び児童生徒指導等の研究実践	教育委員会事務局
93	平和・人権学習講座の開催	社会教育振興事業	2-3-2	教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。	●平和・人権・男女平等推進学習事業の実施 ・事業実施	4. 目標を下回った	社会教育振興事業全体では、目標値が300事業のところ実績値が248事業と目標を下回りました。なお、教育文化会館及び6市民館にて、平和・人権・男女平等推進学習講座を15事業実施しました。	B. やや貢献している	令和6年度については、市民館で実施する事業により、学習機会の提供と学びを通じたつながりづくりを推進し、市民の自発的・主体的な学びや活動を支えていることから、一定程度の施策への貢献はしているものと考えます。	①市民が集り利用しやすい環境づくりについては、「今後の市民館・図書館のあり方」に示した取組の方向性に沿って事業展開するとともに、令和7年度から順次市民館に指定管理者制度の導入を行い、指定管理者のマンパワーやノウハウを活用した取組を推進します。 ②多様な市民ニーズに対応した学びの支援については、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に示した取組の方向性に沿って、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討するとともに、アンケート等でいただいた市民の声を参考にし、講座の実施等、学びの支援を行います。 ③多様な主体との参加と協働・連携による地域づくりについては、区の関係部署との連携を図りながら、事業の充実・進展に向けた取組を推進します。	●平和・人権・男女平等推進学習事業の実施 ・事業実施	教育委員会事務局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
人権関連事業	人権関連事業	5-2-1	人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」及び「人権施策推進基本計画」に基づき、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する川崎らしい人権施策を、平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重しながら推進します。	●「差別のない人権尊重のまちづくり条例」及び「人権施策推進基本計画」に基づく取組の推進 ・計画に基づく取組の推進 ●人権に関する市民意識調査の実施 ・調査を踏まえた取組の推進 ●人権尊重のまちづくり推進協議会の運営 ・協議会の運営 ●人権意識の普及に向けた取組の推進 ・かわさき人権フェアや市人権学校等の開催 市人権学校等の参加者数:560人以上 ・さまざまな広報媒体を活用した啓発の実施 ●人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進 ・かわさき人権相談の実施 ・人権侵害による被害の救済に資する情報提供の実施 ●本邦外出者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 ・本邦外出者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組・啓発の実施 ・取組・啓発の実施 ・「本邦外出者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の適切な運用の実施 ・ガイドラインの適切な運用の実施 ・インターネット上への差別的書き込みに対する対策の実施 ・差別的書き込みに対する対策の実施 ●拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進 ・「Kawasaki Youth Meeting」等の開催 ●性的マイノリティの人々の人権に関する取組の推進 ・意識の啓発や当事者に向けた取組等、性的マイノリティ理解促進に関する取組の実施 企業向けLGBTセミナーの参加企業数:18社以上 ・パートナーシップ宣誓制度の運用の実施 ・制度運用の実施	3. ほぼ目標どおり	●「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づく施策の推進 ・本邦外出者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組・啓発活動 ・第3期川崎市差別防止対策等審査会の運営(5回開催) ・インターネット上の差別的書き込みに対する対策の実施 ・「公の施設」利用許可に関するガイドラインの適正な運用 ・川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づく施策の推進 ・川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の運営(第2期1回、第3期3回) ・人権問題に対する対応(川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議、同幹事会及び同性的マイノリティ専門部会の運営等) ・関係機関と連携した人権意識の普及(かわさき人権フェア、COLORS CINEMA KAWASAKI、川崎市人権学校の開催(参加者数152人)、企業向けLGBTセミナー(参加企業数166社)、Kawasaki Youth Meetingの開催等)	A. 貢献している	「市人権学校等の参加者数」及び「企業向けLGBTセミナー」の参加企業数を達成するほか、イベントのオンライン実施などの手法の工夫、パートナーシップ宣誓制度、人権フェア等の実施により、人権意識の向上が図られたことから、施策に貢献しました。	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づいて、人権施策を推進していくとともに、引き続き、啓発、人権相談等の取組を着実に進めていきます。 川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、全庁を挙げて人権施策に取り組みます。 来年度は人権尊重のまちづくり推進協議会からの答申を踏まえ、第2期実施計画の策定に取り組みます。 市民の視聴機会拡大の観点から、今後もオンラインの活用といった、手法の工夫を行い事業を実施していきます。 「平等と多様性が尊重されている」と思う市民の割合」の向上に向けて、人権課題ごとに対象や手法を工夫し、効果的な啓発を実施していきます。	●「差別のない人権尊重のまちづくり条例」及び「人権施策推進基本計画」に基づく取組の推進 ・第2期実施計画の策定 ●人権に関する市民意識調査の実施 ・調査の実施 ●人権尊重のまちづくり推進協議会の運営 ・協議会の運営 ●人権意識の普及に向けた取組の推進 ・かわさき人権フェアや市人権学校等の開催 市人権学校等の参加者数:560人以上 ・さまざまな広報媒体を活用した啓発の実施 ●人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進 ・かわさき人権相談の実施 ・人権侵害による被害の救済に資する情報提供の実施 ●本邦外出者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 ・本邦外出者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組・啓発の実施 ・取組・啓発の実施 ・「本邦外出者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の適切な運用の実施 ・ガイドラインの適切な運用の実施 ・インターネット上への差別的書き込みに対する対策の実施 ・差別的書き込みに対する対策の実施 ●拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進 ・「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」等の開催 ●性的マイノリティの人々の人権に関する取組の推進 ・意識の啓発や当事者に向けた取組等、性的マイノリティ理解促進に関する取組の実施 企業向けLGBTセミナーの参加企業数:18社以上 ・パートナーシップ宣誓制度の運用の実施 ・制度運用の実施	市民文化局
かわさきバラムーブメント推進事業	かわさきバラムーブメント推進事業	5-2-3	人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」のため、「かわさきバラムーブメント」の取組を推進します。	●かわさきバラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進 ・推進ビジョンに基づく取組の推進 ・市民参加プロジェクトやプロモーションイベントの推進 ●かわさきバラムーブメントの推進に向けたプラットフォームの構築と多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施 ・プラットフォームの構築・運営 ・多様な主体との連携した取組の実施・支援や各主体の自発的な取組の支援の実施 ●かわさきバラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進 ・心のバリアフリーに関する研修の開催 ・eスポーツ体験会の開催 ●ホストタウン・先導的共生社会ホストタウンとしての取組の推進 ・ホストタウン・共生社会ホストタウンとしての取組の推進 ・ブリティッシュ・カウンシルと連携した取組の実施	3. ほぼ目標どおり	●かわさきバラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進については、「かわさきバラムーブメント推進ビジョン」の理念浸透を図るため、イベントへのブース出展(9回:約3,500人参加)、グッズ配布(約13,500個)、チラシ・冊子の配布(チラシ:約2,300枚、冊子:約300冊)、SNS(メルマガ、デジタルサイネージ、YouTube)等を活用した広報を行いました。 ●市内の推進体制としてレガシー検討プロジェクト会議を2回開催し、各レガシーごとで構成される4つの部会での取組の報告や検討を行いました。各部会において企業や関係機関等と連携した取組を進めており、社会参加部会では、「かわさき障害者等雇用・就労支援プラットフォーム会議」を開催し、バリアフリー部会では、「やさしさの連鎖会議」を設立・開催したほか、多くの関心が集められるようオープンスペースで、「みえるバリアフリー教室」をやさしさの連鎖会議委員と鉄道事業者等と連携し、約1,000名(教室参加42名)の方に公共交通機関等へのシームレスな移動支援の必要性など心のバリアフリーを啓発しました。また、各部会の取組において、外部有識者にアドバイザー役を担っていただき、課題の抽出、取組への助言等を頂きました。 ●かわさきバラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進については、心のバリアフリーの根幹となる障害の社会モデルの浸透を目的に「バリアフルレストラン」を市立川崎高校文化祭(体験者:約180名)、麻生区のおさお福祉まつり(体験者:約130名)で開催しました。また、音楽を通して多様性や包摂について楽しみながら感じる事ができる「インクルーシブ音楽プロジェクト」を実施し、ワークショップ20回、人材育成講座5回、音楽ライブ2回を開催し、約6,000人が参加しました。インクルーシブeスポーツイベントとして、「みんなでチャレンジ! eスポーツ体験会」を2回、「みんなのeスポーツフェスタ」を1回開催し、約700人が参加しました。 このほか、心のバリアフリーに関する職員向け研修を開催し、約130名が参加しました。 ●ブリティッシュ・スクール・イン東京と横浜高等学校国際科との交流授業を2日間実施し、本市からは生徒40人が参加しました。このほかにも、ブリティッシュ・カウンシルと連携し情報共有やアドバイスをもらうなどの取組を進めました。	A. 貢献している	「かわさきバラムーブメント推進ビジョン」に基づき、バラムーブメントの理念浸透や心のバリアフリーの啓発のため、啓発グッズの配布やSNSを活用した広報を展開したほか、市民、企業、団体等と連携し、心のバリアフリーの啓発イベント等を実施し、成果指標の目標値を達成したことから、「誰もが自分らしく暮らし自己実現を目指す地域づくり」に貢献しました。	共生社会の実現に向けては、市民、企業、団体等と連携しながら取組を進めていくとともに、市内で横断的な体制を構築しながら取り組んでいく必要があります。引き続き、こうした体制を維持しながら、かわさきバラムーブメントをより推進するためのプラットフォームの構築・運営を進めるとともに、かわさきバラムーブメントの理念浸透に向けた取組やレガシー形成に向けた取組を推進していきます。	●かわさきバラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進 ・推進ビジョンに基づく取組の推進 ・市民参加プロジェクトやプロモーションイベントの推進 ●かわさきバラムーブメントの推進に向けたプラットフォームの構築と多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施 ・プラットフォームの構築・運営 ・多様な主体との連携した取組の実施・支援や各主体の自発的な取組の支援の実施 ●かわさきバラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進 ・心のバリアフリーに関する研修の開催 ・eスポーツ体験会の開催 ●ホストタウン・先導的共生社会ホストタウンとしての取組の推進 ・ホストタウン・共生社会ホストタウンとしての取組の推進 ・ブリティッシュ・カウンシルと連携した取組の実施	市民文化局

②グローバル人材の育成

96	英語教育推進事業	英語教育推進事業	2-2-1	外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手(ALT)を活用する等、英語教育を推進します。	●英語科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成と活用 ○英語教育推進リーダーの養成と活用 ・英語教育推進リーダーの活用 ●ALTの配置・活用による英語教育の推進 配置数 小・中学校:107人 高等学校:6人 ●各学校における指導体制の充実 ○小学校における中核英語教員(CET)研修の実施 ・各学校1名以上参加の研修の実施 ○中学校、高等学校における各学校1名以上参加の外国語教育指導力向上研修の実施 ・各学校1名以上参加の研修の実施 ○小学校外国語(英語)教員養成課程修了者の採用 ・採用実施	3. ほぼ目標どおり	●英語教育推進リーダーが初任者研修の示範授業者を務める等、活用を推進しました。 ●ALTを小・中学校に107名、高等学校に6名、計113名を配置し、活用を推進しました。 ●年3回の中核英語教員(CET)研修を実施しました。 ●中学校2回、高等学校2回の外国語教育指導力向上研修を実施しました。 ●小学校外国語(英語)教員養成課程修了者の採用が行われました。	A. 貢献している	国の英語教育改革および学習指導要領での外国語教育の拡充に対応した指導体制の整備や研修を計画的に進め、小学校外国語科の教科化や時間数増に対応することができています。また、ALTの配置により、外国人と英語でコミュニケーションを積極的にとることができる児童生徒の育成を進めており、施策への貢献はありました。	・英語教育推進リーダーの活用については、初任者研修の示範授業者、研究授業等での活用を引き続き進めます。 ・ALTの配置・活用による英語教育の推進については、ALTを115名を配置します。 ・小学校における中核英語教員(CET)研修の実施については、年3回の中核英語教員(CET)研修を実施します。 ・中学校、高等学校における外国語指導力向上研修の実施については、中学校、高等学校でそれぞれ2回の研修を実施します。 ・小学校(英語)教員養成課程修了者の採用については、採用を継続していきます。	●英語科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成と活用 ○英語教育推進リーダーの養成と活用 ・英語教育推進リーダーの活用 ●ALTの配置・活用による英語教育の推進 配置数 小・中・特別支援学校:109人 高等学校:6人 ●各学校における指導体制の充実 ○小学校における中核英語教員(CET)研修の実施 ・各学校1名以上参加の研修の実施 ○中学校、高等学校における各学校1名以上参加の外国語教育指導力向上研修の実施 ・各学校1名以上参加の研修の実施 ○小学校外国語(英語)教員養成課程修了者の採用 ・採用実施	教育委員会事務局
97	自国の歴史・伝統・文化の習得によるアイデンティティの醸成	学力調査・授業改善研究事業	2-2-1	日本文化に対する深い理解を前提としたグローバル人材育成のため、他国との共通点や相違点を踏まえながら、自国の歴史、伝統、文化に関する教育の充実を図り、児童生徒のアイデンティティを醸成します。	●総合的な学習(探究)の時間を活用した、国際理解に関する授業の実施と促進 ・事業実施 ●実践事例集の活用による指導力の向上 ・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・HPへの公開 ●実践を通じた自他の文化を認め合う心身の育成 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	●市立学校において、総合的な学習(探究)の時間を活用した、国際理解に関する授業の実施を促進し、国際理解を探究課題とした授業が実施されました。 ●学習指導要領解説に基づいた総合的な学習の時間の単元づくりのポイントを実践事例集で示し、総合教育センターのサイトに公開しました。 ・学習指導要領の改訂内容を通して、外国の文化を体験したり、世界の国々について調べたり、自国の伝統文化について学んだりする等、自他の文化を認め合う心身の育成等につながる授業が実施されました。	B. やや貢献している	各学校の総合的な学習の時間の全体計画において、地域の歴史や文化、国際理解等を探究課題とした単元や人権尊重教育を基盤とした単元が複数実施されており、施策への一定の貢献がありました。	各学校の定める総合的な学習の時間の目標や内容に合わせて、自国や地域の歴史・文化、多文化共生等への理解を促す授業の実施に向けて支援指導を継続します。	●総合的な学習(探究)の時間を活用した、国際理解に関する授業の実施と促進 ・事業実施 ●実践事例集の活用による指導力の向上 ・学習指導要領の内容に対応した実践事例集の作成・サイトへの公開 ●実践を通じた自他の文化を認め合う心身の育成 ・事業実施	教育委員会事務局
98	特色ある中高一貫教育の推進	魅力ある高校教育の推進事業	2-2-1	川崎高校及び附属中学校において、6年間の体系的・継続的な、特色ある教育を推進し、国際都市川崎をリードするたくましい人材の育成を目指します。	●国際社会で活躍する資質を身につけた生徒の育成 ・高い志を持って主体的に学び、これからの国際社会で活躍する資質を身につけた生徒の育成 ●6年間の体系的・継続的な教育の推進 ・「体験・探究」、「英語・国際理解」「ICT活用」をキーワードとした、6年間の体系的・継続的な教育の推進 ●English Camp、英語での学習発表会などの実施 ・事業実施 ●海外研修の実施 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	●6年間の探究学習として、中学校においては体験を重視した授業によって生徒一人ひとりの視野を広げ、高等学校においてはゼミ形式による生徒同士の議論を重視した授業によって自ら課題を発見し、自ら解決する力を涵養しました。また、中学校では学習発表会、高等学校では発表祭において探究学習の成果を発表しました。 ●様々な地域出身の外国人講師との交流から異文化を体験し、国際的な視野を広げるため、中学校においては、1学年の7月に校内で、2学年の12月に西側で英語で生活体験を行うEnglish Campを、3学年では英語での職業体験としてEnglish Adventureを実施しました。また、英語による表現活動を実施するEnglish Challengeを1月に全学年で実施しました。 ●高等学校においては、1学年では任意参加の海外研修やグローバル・シチズンシップ・プログラムを、2学年では修学旅行時に異文化理解プログラムを実施しました。また、2学年の選抜メンバーがStanford e-Kawasakiに参加した他、グローバル・シチズンシップ・プログラム及び大学入試時におけるチャレンジ英語講座を実施しました。また、高等学校全学年において、様々な国や地域の学校の生徒が来校し、お互いの文化を学ぶ交流学習として高校生スクールビジットプログラムを実施しました。	B. やや貢献している	生徒が高い学習意欲を持って、各種の取組に積極的に取り組んでいます。	市立高等学校改革推進計画第2次計画検証報告書の結果に基づき、更なる充実に向けた改善を行います。	●国際社会で活躍する資質を身につけた生徒の育成 ・高い志を持って主体的に学び、これからの国際社会で活躍する資質を身につけた生徒の育成 ●6年間の体系的・継続的な教育の推進 ・「体験・探究」、「英語・国際理解」「ICT活用」をキーワードとした、6年間の体系的・継続的な教育の推進 ●中高一貫教育に係る特例を活用した教育課程の編成に向けた検討 ●English Camp、英語での学習発表会などの実施 ・事業実施 ●海外研修の実施 ・事業実施	教育委員会事務局

川崎市国際施策推進プラン第3期実行プログラム進行管理シート(令和6年度)

取組名	事務事業名	施策番号	取組の内容	令和6年度の取組内容	「令和6年度の取組内容」に対する達成度	取組内容の実績等	施策への貢献度(評価)	評価の理由	今後の事業の方向性	令和7年度の取組内容	担当局
99	高校における国際理解教育の推進		市立辛高校・橋高校において、国際理解教育推進の柱として、「国際理解教育講演会」等を行います。	●国際理解教育講演会の開催 ・事業実施 ●国際理解を深める様々な国際機関の訪問 ・事業実施 ●開発教育や国際協力に関わるワークショップの実施 ・開発途上国や国際協力のあり方について学ぶワークショップの実施	3. ほぼ目標どおり	●辛高等学校では、3月に「日本の文化とは異なる様々な文化や習慣を知る」というテーマで、JICA横浜の青年海外協力隊OGであり、ルワンダへの派遣経験のあるアベ里氏による講演会を、1学年全生徒232名を対象として実施しました。 ●橋高等学校国際科では、次の取組を実施しました。 ・全学年生徒116名を対象とした講演会を2回実施し、グローバルな課題の解決のために奮闘されている方々の体験に基づいた話を聞くことで、生徒達が世界の現実を知り、自分事として考える良い機会となりました。6月には、NPOのワングの教育を考える会理事長の水遠端マリアルズさんによる「命の尊さ・教育と平和の大切さ-RWANDA」というテーマの講演会を実施しました。11月には、川崎市の中学校を卒業し、NHKに勤務している高塚奈緒さんによるロシアのウクライナ侵攻が始まった年にロシアにて取材を行っていた経験を中心とした「異文化の中で働く」というテーマの講演会を実施しました。 ・毎年1、2年生は様々な国際関係機関を訪問しており、令和6年度は1年生39名が国連関係機関であるユニセフハウスを、2年生39名がカナダ大使館やイギリスが運営するインターナショナルスクールやイスラム教のモスクなどを訪問しました。 ・世界の課題解決に向けた生徒の能動的な学習として開発途上国理解プログラムを実施し、1年生39名がJICA研修員の方々と交流し、バン格拉ディシュとタイから研修に来ている4名の研修員の方々に現地や国際協力に関する話を伺うことで、途上国の現実と国際協力の必要性を実感できました。 ・2年生が「NEC Future Creation」に参加し、NECと連携した課題解決型学習を実施しました。生徒達が自ら設定した多様な課題を解決するために、SDGsを指標に、NECの協力のもとテクノロジーをどのように活用し、「未来創造」ができるのかを探究しました。NECと協働することで実社会とつながった現実的な探究学習を実施することができ、将来日本や世界で活躍するであろうグローバルな人材育成を図りました。 ・国際交流を行う部活動のICC部がオマーン大使館を訪問し、オマーンの高校生と交流を実施し、机上の学びでは得られない異文化理解学習を行うことができました。	B. やや貢献している	講演会等で得た知見をその後の授業に活かしながら、国際理解及び人権等の授業に取り組みました。	現状維持を基本としながら、状況に応じて改善を行います。	●国際理解教育講演会の開催 ・事業実施 ●国際理解を深める様々な国際機関の訪問 ・ユニセフハウス ・川崎市平和館 ・東京ジャーミイディアーナトルコ文化センター ・JICA市ヶ谷(地球ひろば) ●開発教育や国際協力に関わるワークショップの実施 ・開発途上国や国際協力のあり方について学ぶワークショップの実施 ・JICA海外研修員との交流活動の実施 ・NECと連携したグローバルな課題解決学習	教育委員会事務局
100	海外語学研修の実施		魅力ある高校教育の推進事業	市立辛高校・橋高校における研修プログラムとして、2年次に2週間程度、オーストラリアの現地校に通いながら、ホームステイを体験します。	3. ほぼ目標どおり	●辛高等学校では、普通科2年の3名とビジネス教養科の11名、普通科3年の1名の生徒が7月にオーストラリアのシドニーで語学研修を実施し、ボンズハイスクールを訪問して、現地の高校生と交流しました。 ●橋高等学校では、国際科2年の生徒39名が8月にオーストラリアのシドニーで研修を行いました。また、専門科目「国際理解Ⅰ」「国際理解Ⅱ」では、慶応大学教授の講義も含めた半年に亘る事前学習および研修報告を含めた事後学習を継続して行いました。	B. やや貢献している	海外研修終了後も現地校との関係は良好で、振り返り学習により知識の定着が図れました。また、異文化に対する洞察力の高まりにより、その理解が深まりました。	現状維持を基本としながら、状況に応じて改善を行います。	●高校生によるオーストラリアでの海外研修の実施 ・事業実施 ●半年間以上に亘る事前学習および研修報告会の開催を含めた事後学習 ・事業実施	教育委員会事務局
101	「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施		子ども・若者未来応援事業	「子ども・若者応援基金」を活用し、本市の子ども・若者が、さまざまな分野において活躍する人材をめざして挑戦することを後押しする事業を実施します。	3. ほぼ目標どおり	●「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施 ・グローバル人材育成事業の実施及びプログラムの充実 ・大学、企業等と連携したグローバル人材育成事業の実施 ・プログラムの充実に向けた検討及び検討に基づく取組の推進 ・基金を活用した事業の広報の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報の実施	A. 貢献している	本市の子ども・若者が、様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、国際的な幅広い視野を持って活躍する人材を目指して挑戦する「新たな一歩」を後押しすることで、子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちづくりの推進に貢献しています。	「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めています。	●「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施 ・大学、企業等と連携したグローバル人材育成事業の実施 ・さまざまな媒体を活用した基金活用事業の広報の実施	こども未来局
102	国際交流員を活用した人材育成の推進		国際交流推進事業	海外から招致した国際交流員を活用して、グローバル人材の育成につながる研修等を実施します。	3. ほぼ目標どおり	●各種団体等からの依頼による講師派遣の実施 開催回数:1回	B. やや貢献している	英語によるコミュニケーションや留学に当たってのアドバイス等、国際交流員との交流の機会を提案することで、市民の国際理解の向上やグローバル人材の育成に寄与しました。	引き続き、国際交流協会等と連携し、海外から招致した国際交流員を活用したグローバル人材の育成につながる研修棟を実施します。	●各種団体等からの依頼による講師派遣の実施 開催回数:1回	総務企画局

③市職員の意識の向上

103	国際理解研修等の実施	国際交流推進事業	4-9-1	国際理解の向上を図るため、職員への研修等を実施します。	●国際交流員を活用した職員研修等の実施 ・職員を対象とした異文化コミュニケーション研修等の実施	3. ほぼ目標どおり	職員の国際理解や英語能力向上を目的として、国際交流員による指導のもと、英語を使った模擬会議を中心とした実践形式の研修を開催しました。	B. やや貢献している	英語による会議や交渉の練習を実際に行い、ヒアリング力やコミュニケーション能力等、実践的な英語を学ぶことで、職員の国際理解の向上やグローバル人材の育成に寄与しました。	開催時期、内容などを検討のうえ、引き続き研修を実施し、職員の国際理解の向上やグローバル人材の育成を図ります。	●国際交流員を活用した職員研修等の実施 ・職員を対象とした異文化コミュニケーション研修等の実施	総務企画局
104	外国人市民への対応・広報に関する意識啓発	外国人市民施策推進事業	5-2-1	「やさしい日本語」の研修などを通じて、市職員等へ外国人市民への対応・広報に関する意識啓発を行います。	●外国人市民への広報等に有効な研修の実施 ・事業実施 ●外国人市民への広報のあり方に関する考え方の周知 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	・「川崎市＜やさしい日本語＞ガイドライン」を活用したeラーニング研修を、年間を通じて市内向けに実施しました。また、区役所等で＜やさしい日本語＞研修の講師を務め、外国人市民への対応・広報に対する意識啓発に取り組みました。 ・「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」、川崎市＜やさしい日本語、ガイドラインの周知を広報広聴主管会議等で行うとともに、庁内の多言語広報に関する問合せ等に対応しました。	B. やや貢献している	区役所や施設運営者、社会福祉協議会等で、＜やさしい日本語＞研修を実施し、外国人市民の立場に立った広報を周知することができました。 ・「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」、川崎市＜やさしい日本語＞ガイドライン」の説明を広報広聴主管会議等で行うことで全庁に周知することができました。	今後も「川崎市＜やさしい日本語＞ガイドライン」を活用したeラーニング研修を行うとともに、要望に応じて庁内外への研修を実施していきます。	●外国人市民への広報等に有効な研修の実施 ・事業実施 ●外国人市民への広報のあり方に関する考え方の周知 ・事業実施	市民文化局
106	教職員への人権・多文化共生研修の実施	教職員研修事業	2-2-4	教職員の悉皆研修に、人権尊重教育を組み入れ、それぞれのライフステージに応じて人権・多文化共生に関する研修を行います。また、人権尊重教育担当者への研修により、人権・多文化共生の意識啓発を行います。	●人権・多文化共生に関する研修の実施 ・事業実施 ●人権尊重教育担当者研修の実施 ・事業実施	3. ほぼ目標どおり	教職員のライフステージに応じた初任者研修、2校目異動者研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、新任教頭研修、教頭研修、校長研修において、人権尊重教育、多文化共生教育に関する講話や、各学校で実践をしている多文化共生教育の好事例を具体的に伝えました。また、一部の研修では研修受講者が所属校の教職員に対して校内研修を実施するなど意識啓発を図りました。延べ1,304名の参加がありました。	B. やや貢献している	研修内での発言内容や教職員アンケートの結果から、人権尊重教育、多文化共生に対する理解について高まっていることから、施策への一定の貢献はありました。	必要に応じて実施内容を見直すとともに、研修内容を常に更新し続け人権尊重教育の充実を図れるようにします。	●人権・多文化共生に関する研修の実施 ・事業実施 ●人権尊重教育担当者研修の実施 ・事業実施	教育委員会事務局
		人権尊重教育推進事業	2-2-1			3. ほぼ目標どおり	人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の充実に向け、各学校の人権尊重教育担当者に対して最新の情報を提供し、その実態に即した授業を行うための具体的な授業展開について支援を行いました。また、人権尊重教育実践推進校、人権尊重教育研究推進校等で行っている好事例を研修等で紹介するなど、情報の共有を図りました。	B. やや貢献している	研修内での発言内容や教職員アンケートの結果から、人権尊重教育、多文化共生に対する理解について高まっていることから、施策への一定の貢献はありました。	引き続き各学校への支援や情報提供を実施し、各学校での人権尊重教育の充実を図れるようにします。		教育委員会事務局